

平成15年9月10日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄 一 郎	18 番	吉 田 正 明
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	中 西 裕 司
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本 博 昭
局 長 補 佐	坂 本 芳 正
管 理 係 長	迎 英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育委員長	長	江	崎	サ	卜子
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員事務局長		安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成15年9月10日（水）議事日程

開 議（午後1時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	<p>1.佐賀商工共済協同組合の自己破産が鹿島市内の組合員や働く人の営業・生活におよぼすものは、又市内で2億円の影響というが鹿島市の経済にどのようにかかわってくると思われるか 又その対策は</p> <p>2.市内中小企業の営業と仕事確保に対して市の施策を（市が発注する50万円以下の小規模な工事及び修繕を登録業者に）</p> <p>3.高津原地区に多目的施設の建設を</p> <p>4. J R長崎本線のガード改修について</p>
2	5 橋 爪 敏	<p>1.農業の振興について</p> <p>(1) 米政策改革について</p> <p>(2) 食の安全と地産地消、スローフードの推進について</p> <p>イ トレーサビリティの取り組みについて</p> <p>ロ 安全・安心な農産物づくりへの取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機食品の検査認証制度 ・ 特別栽培農産物認証制度 ・ エコファーマーの認証制度 <p>ハ 地産地消とスローフードの取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直売所 ・ 学校給食 <p>(3)鳥獣害（イノシシ）対策について</p> <p>(4)構造改革特区（農業特区）の取り組みについて</p> <p>2.土砂災害（急傾斜地崩壊）対策について</p>
3	10 北 原 慎 也	<p>1.人が輝くまち鹿島づくりのために市民憲章を生かす方策を</p> <p>(1) ネームプレートの効果は？ 市民・職員の受けとめは？</p> <p>(2) 職員の時間外での活動を</p> <p>(3) 市民憲章の更なる活用を</p> <p>2.高津原区コミュニティーセンター建設について</p> <p>(1) これまでの経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特に7. 8 水害後の高津原の変化 ② 蟻尾山運動公園、 207号バイパス事業との関連 <p>(2) 行政の役割と地域住民の願い</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	3 福 井 正	1.市町村合併による活性化の方策を探る (1) 行政区のとりあつかいについて (2) 地区公民館の活用について (3) 自治消防について 2.長崎本線存続について (1) 長崎本線の利用状況について (2) 長崎本線利用運動について 3.尿尿処理場について (1) データー改ざんの実態について (2) 今後の対策について

午後 1 時 1 分 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。通告に従って質問したいと思います。

けさの新聞を見ますと、あすはちょうどニューヨークのテロ事件が起きて2年目になるというような報道がありましたが、この2年間を見ても、いろんなテロの問題やら戦争やら、そして国内においては企業の倒産その他、本当に私たちが日々休まることのないようなニュースが続々と入ってきております。特に最近では、朝テレビをつけて何のニュースが一番早いかというと、まさに人に命が紙くずのように消されていくというような、そういう許せないような状況が今あることは、本当に大変ですし、それが何から来ているかといいますと、今日の不況その他の流れの中で、そういうことも起きてきているというような、本当に許されないような事態が続いているんじゃないかと思えます。

さて、8月末、県内では神埼産業、立石工務店の倒産に続いて、佐賀商工共済組合の破綻が明らかになり、県内に大きな衝撃が走りました。とりわけ商工共済については負債総額58億円、債権者 5,900人ということです。この中で鹿島市関連が 264,220千円、そして 204名の方が債権者ということです。通告には2億円ということで書きましたが、これは直後には全く具体的な数字がわからず、市の担当者から聞いた数字だったわけですが、後ほど明らか

になったのが 204名、264,220千円だということです。

どこのだれが関係されているかわからないということだったので、私は29日から商店街を回って聞き取り調査をしました。「全部返してもらいたいです。苦勞して掛けてきた私の金はどうなるのですか」「歴代の責任者は自分の資産を全部処分してでも全額返金してほしい」「お金は返ってくるのでしょうか」「私もだめになりました。間もなく満期だったんですよ。満期が来たらそのままにしておいた方がいいと言われ、何も取ってないんです」「10月が満期で当てにしていた」「商工会がやっているというから安心してた」また、ある人は「加入して30年、1回も引き出してこなかった。この不景気に運転資金に利用できると思っていたのに」「前の集金の方が上手だったから、引き出し切れなかった」「発足当時から親が加入し、その後も続けてきた」「間違いないと思い、完全に信用していた」「定期預金と思っていたら貸借書となっていた」「6月満期で引き出したが、その後掛けた分が残っている」「自分にとっては非常に大きい額である。利子税がかからないからと続けた」「月に3回ほど取りにこられた」「月に30千円の積み立てをしてきたんですよ」「眠れません、自殺したい気持ちです」「どんなにきつくても、これだけはしなければと頑張ってきた。涙が出ます」「眠れません、やっぱり神埼産業ですか。神埼産業の倒産と同じなんておかしいですよね」ある人は、「歯がゆうして、歯がゆうして、絶対許されん。何とかしてください」また、「正月までの運転資金と思っていたのに。簡単にお金は借りられないのに、これからうちの商売どうなるんでしょうか」「8月31日満期だったので、取れると思った矢先に、25日に集金に来られたのに、何も言わずに集金されていった」「27日に集金に来られたんですよ」多くの人たちが怒りに満ち、また不安の気持ちを訴えてくださいました。皆さん、口をそろえておっしゃるのは、「商工会から」ということで信用をしていたということです。また、歴代理事長が自民党の国会議員や県議ということも信用される一つになっていたようです。小さな商店が子供のために、老後のために、運転資金にと、ささやかな思いを込めて、ある人は夢を託しながら利用されていたようです。だれもが「お金は返らないんでしょうね。とにかく返してもらいたい」と訴えられました。

このことが明らかになってから2週間過ぎましたが、連日、新聞テレビで報道されています。それは、組合の倒産というだけでなく、この裏にいろんな問題が次々と明らかになりつつあるからではないでしょうか。驚くのは7月31日が満期であった人が、預金をおろしてほしいと言っていたのに、商工共済側は待ってくれと言い、一方、破綻が明らかになる当日まで、商工共済は積み立ての集金に回るといった状態だったことが明らかになっています。破綻を前にして、集金だけをぎりぎりまでこだわったのは、余りにも悪質だと言われても弁解できないのではないのでしょうか。

しかし、このことを集金している職員の人は知らなかったというのは事実のようです。職員は27日の朝まで集金に回らされ、破綻は知らされていなかったということです。そして、そ

の日の昼に28人全員に解雇が言い渡されたといえます。これも許されるものではありません。

組合の破綻の原因である粉飾決算は1991年の12年前からだそうです。この年の8月に水田理事の報告で県が監査を実施し、有価証券の帳簿評価価額の約47億円が、実際は約30億円と露呈しています。17億円の架空計上が明らかになったということです。さらに33億円の超過負債や約58億円の負債がありました。個人事業者約1万5,600人の組合員や10,000千円以上の共済の加入者は5,900人と見られています。商工共済組合は個人事業所の組合員に自己資金の貸し出しのほか、事業共済や年金共済などの預金事業を行っていました。

理事には商工会議所や商工会の会長が名を連ね、その会員が組合員だという実態で、歴代の理事長や内部監査役には自民党幹部がなっていました。県会議員の辞意を表明されております水田理事長は、「理事長就任の翌年、97年に粉飾決算を知った」とおっしゃっています。高金利の外国債を購入しています。しかし、一部不払い停止となる資産運用の失敗があったといえます。

そもそも粉飾決算は91年ごろから計上されているといえます。91年は陣内孝雄議員が理事長に就任した年です。94年、専務理事が粉飾決算を発見し、欠損額7億円で、これについては陣内会長などが協議をし、公表されなかったということです。内部では損失解消に努めることを申し合わせたといえます。95年に副理事長が県の担当課長に相談して、課長と2人の職員で調査をし、陣内理事長の指示で組合内部に経営改善委員会を設置したと聞きます。その後、経理操作を行った職員が12月には退職させられたということも明らかになっています。

粉飾決算をしてきた歴代理事長を初め、理事者側の責任は重大です。それと同時に、許可責任を持ち、96年から架空計上があったことを知っていて、適切な指導、対応をやってこなかった県にも大きな責任があり、免れないものだと思います。私は、一刻も早く真相を解明するとともに、被害者救済をしなければいけないと思います。このままいけば、県内はもちろん、鹿島市においても年内に倒産するところが出るだろうと言われていています。そのようなことが起きないように、鹿島市としても取り込みをお願いし、以下の質問をしたいと思えます。

まず最初に、これは市が直接やるのではなく、県に対して要求を出してもらいたいことです。県に対して調査の申し出をしてください。その一つ、神埼町産業と佐賀商工共済の破綻は関係があるのではないかという疑問を多くの人が持っています。私たちでこの調査をすることは不可能です。この調査を県に徹底してするように申し入れてもらいたい。

次に、理事、役員の人が掛金を引き出したことについて、6カ月にさかのぼって調査をすることをお願いしてもらいたい。既に、きょうの新聞、きのうからのニュースで一課長がこのことを知り、みずからお金を引き出したということが言われておりますが、そのことについて、ほかの理事、役員のことについても調査をしていただくようお願いをしてください。

次に、3番目です。県においては当時次長が相談を受けて、課長たちが調査をして、経営

改善を指導したと報じられております。これは、部長、副部長も把握していたことになるわけですが、その後そのままにしてきた責任は大きいと思われま。この間、96年から7年間放置されてきたことが被害を大きくしてきたと思います。個人ファイルにとどめようとしたのは、だれの判断なのか明らかにしなくてはいけないと思います。明らかにするためには、県に第三者も入れた真相究明委員会をつくるようお願いしてもらいたいと思います。内輪だけの真相究明委員会では、本来の真相究明はできないと思います。

さて、次に市として取り組んでいただきたいことをお願いしたいと思いま。

関連しての倒産も心配されています。防止のための手だてを尽くしてもらいたいと思いますが、そのためには市が独自で実態の調査をして、要望の聞き取りなどをしていただきたいと思いま。

次に、税金などの減免などをしていただきたいと思いま。税金については、市長が特別の事情があると認めるときには、それができるといことがうたわれておりますが、それを適用しながら、ぜひお願いしたいと思いま。

次に、県も具体的な取り組みがされようとしておりますが、市として運営資金など必要な人に対して、希望者には無利子、無担保の貸し付けなどの対応をしていただきたいと思いま。

以上、共済については質問をして1回目を終わります。

次の質問に入ります。不況の風がますますひどくなってきました。「仕事がない」と土木作業員さん、「いつ連絡が来るかわからないが、ほかにないので、当てのない電話を待つしかない」とおっしゃっている人。久々に仕事があったと喜んで、二、三日で終わってしまう。下請の仕事を受けた業者は、たたきにたたかれて仕事を請けるという実態です。嫌と言ったら、後は仕事がない。多くの中小零細業者の人が、また、そこで働く労働者の人たちが、ますます大変なところへ追い込まれています。

このような中で、長引く不況で仕事がなく、市税も払えないほど困っている中小零細業者に直接仕事を提供することで、営業を守ってもらうという小規模契約希望者登録制度が県内はもちろん、全国で広がっております。利用できる人は、もちろん市内に主な事業所を持っている人、市内の人。入札参加資格調査申請による登録者はそれから外されております。内容としては500千円未満の小規模な修繕などです。登録業者は建設、設備、土木関係などだそうです。県内では、鳥栖市が昨年の10月からスタートしているようです。また、有田、白石も取り組みが始まっております。さらに、武雄市においても今、準備がされていると聞いております。埼玉県では、平成11年から要綱が制定され、約70%の自治体で、このような登録制度をつくり、地元の零細業者に仕事の発注が行われて、地元の業者の人たちに大変喜ばれていると聞きました。鹿島市においても小規模契約希望者登録制度の導入をお願いし、中小零細業者を守る、そして雇用を拡大する手だてをしていただきたいと思いま。

次に入ります。高津原地区に多目的施設の建設をとということですが、高津原地区は、皆さん御承知のように、鹿島市全体の1割の世帯、そして1割弱の人口が住む集落となりました。約40年前、私は高津原の住民になりましたが、そのころは400人弱の人口だったと覚えています。私の家からは、寝ながらにして蟻尾山が、また有明海が眺められました。うちではすばらしい築山と池があると喜んでいました。

しかし、今はきれいな景色も見えません。農村部落のとてもどかな地域で、よそから転入してきた若い私たちに、地域の皆さんはとても快く声をかけていただき、いろんな指導をしてもらいました。そんな中で、私たちもそのころは、大体どちらの方だ、どこの子供さんだということも覚えることができました。運動会やバレーの試合、ソフトボールの試合など、お年寄りの皆さんもたくさん出てきて総出で楽しんだことを思い出します。

ところが、いつのころからか宅地造成が急速に進んで、今や1,000世帯を越す集落となりました。以前は農業従事者の方が多かったと思いますが、農業情勢の悪化もありまして、今では専業農家が減り、いろんな職業の人たちが生活しております。

さて、こんなに大きくなった高津原ですが、区民総出でレクリエーションなどするために集まる施設が全くありません。運動会、ソフトボールなど、区民によるスポーツのレクリエーションなどは高等学校や小・中学校を借りて行ってきました。ですから、雨でも降ればコートがあきませんから、その年のスポーツ行事は中止ということになっていました。昭和46年、地域の皆さんの要求で横田堤を埋め立てていただいて、グラウンドをつくってもらいました。ここが唯一、高津原区民の大勢集まれるところとなりました。年に1度、区民みんなが運動会を楽しみました。

ところが、あるとき突然、グラウンドの半分がテニスコートとして使われるようになり、また運動会など、よそでなくてはいけなくなりました。そんなとき、観覧堤を改修することでグラウンドにできるという農水省の事業だったと思いますが、これで今のグラウンドをつくってもらいました。半分残っていた横田堤跡のグラウンドは数少ない子供の遊び場になりました。

ところが、その後その場所もなくなりました。御承知のように社協のデイサービス施設吹上荘が建てられたんです。特に、吹上荘が建てられるときは、子供たちの遊び場がないからと申しておりましたが、施設を使わない夜間は地域の人の集まりに使わせるという約束で、唯一、子供たちの広場に施設を建てることを了承したことを思い出します。ところが、いざ建物が建ちましたら、使わせることはできないということになったんです。これだけの人口で子供たちも多いのに、唯一ある広場は観覧堤のところの運動広場だけです。その後、高津原には見事な陸上競技場と野球場がつくられましたが、ここは高津原の区民が、また子供たちが、いつでも自由に使えるものではありません。

さて、屋外についてそうですが、屋内施設についても、高津原は今ある公民館一つです。

高津原ではお年寄りを中心に趣味の会などいろいろとされておりませんが、十分でないために他の部落の集会所を借りる人たちも多くあります。また、高津原は月1回の評議員会が行われておりませんが、すし詰め状態の中で会議をしなければいけません。以前、高津原に野球場が建設される時、多目的施設をつくってもらいたいと、当時の助役といろいろ協議したこともありましたが、そのままになってしまいました。通告いたしましたように、高津原に自由に使えるような多目的施設を、ぜひ建設してもらいたいと思うわけですが、これは、ただ単に高津原の集会所というだけでなく、一つは鹿島地区の集会所としても使えるものをお願いしたいと思うわけです。

今、鹿島地区には、地区の人々が自由に使える公民館がありません。市内で地区の公民館がないのは鹿島地区のみです。どこでも、その地域の公民館を中心にいろんな活動が繰り広げられております。鹿島地区も福祉会館に宿借りをしておりますが、他地区のように自由に使用することもできないし、事務所があるだけです。ここでいろんなことができるわけはありません。鹿島地区の公民館をあわせて、高津原地区に多目的な施設をつくれれば、多くの人が日々、自由に利用できるようになると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。特に施設については、以前はいろんな関係で、国・県などから持ってこれる施設もありましたが、私も今、十分調査しておりますが、今の状況の中では、なかなかそういうのを見出すことができません。これからも、そういうことについては調査をしていきたいと思いますが、とにかくにも、市として鹿島町の公民館をあわせた多目的施設を高津原地区につくっていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、最後になりますが、JR長崎本線ガードの件でお尋ねをします。

JR長崎本線を横切り、集落に入らなければならないところが鹿島市は多くあります。皆さんも御承知のように、ガードが狭かったり、また低いため、車社会になってからは、長い間、関係地域の皆さんは日々の生活に不便なことはもちろん、不安な中で生活を続けてこられています。地元の皆さんからは、この解決をとの長い間の強い要求があります。

私は、10数年前からこのことを重視して、地元の皆さんの意見も聞きながら実態調査も続けてきております。「ガードがもう少し高かったら、コンテナをもっと高く積めるのに」とか、「救急車も入らない」など多くの意見が出されております。特に北鹿島小学校の手前のガードについては、馬場市長のときだったと思いますが、あそこは水害の常襲地でもあり、下に掘り下げるのでは、ますます水害に遭うということ。そして、路線を上げるのは、もちろん鹿島市だけではできないし、簡単にできるものではないというようなことで、いまだに解決しておりません。特に御承知のように、七浦地区が一番ひどく、早い解決が待たれています。私は、この地域の皆さんの要求にこたえるために、1度では無理ですので、年次計画を立てても、この改修を進めていかなくてはいけないと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

私は毎年、「暮らしを守る共同行動佐賀県実行委員会」で省庁交渉に参加をしています。ことしも7月22日、そして23日と2日間にわたって交渉に行っていました。今回私は、七浦、竜宿浦地区の東口ガードと、その横の暗渠の改修と国道207号バイパスに関連して交渉してきました。今度の質問では、竜宿浦の東口ガードと暗渠の改修についてしたいと思いますが、御存じのように竜宿浦地区はガードが西口と東口があり、西口はかまぼこ型で大きな車は通れません。東口は高さがありますが、幅が狭いなどで消防自動車や救急車なども、まともには通れない状態です。また、地区内から流れ出た川の水は、線路下の暗渠を通過して海に行くわけですが、暗渠が小さいために潮と重なったりすれば地区内は水害になるわけです。これまでも被害が何度も出たということです。

今回も、ちょうど私が上京する直前、集中豪雨がありました。現地に走りました。ちょうど潮と重なる時期ではなかったんですが、水は道すれすれまで来て、田んぼの中は水がいっぱいでした。地域の人たちは川の周辺にある木を切り倒したりしながら、川の水を見守っていらっしやいました。国土交通省には県内から6項目の要求を出しておりました。10名の職員が参加をされ、それぞれに答弁がなされました。私は、現場の写真や地図、特に豪雨のときの写真などを説明しながら、地元の皆さんの声を必死で訴えました。国土交通省の担当職員は鹿島市のJR線と市民生活について、よく状況をつかんで参加してもらっておりました。他のところでは、なかなか考えられないことです。

そして、「鹿島市より要請があれば、ガードについては考えてみたい。暗渠についても調査をしてみたい。その後で市の方がどういう順序で考えていかれるのか、市の問題と思われる。車両の大型化や救急車や生活環境にしても、今のままでは大変だと思われるので、市から要請があれば調査を初め対応できるように検討していきたい」との答弁でした。全体では多くの要求を出しましたが、このように希望の持てる答弁が返ってきたのは少ないものです。市として早急に取り組んでいただくように要求したいと思いますが、これについての御答弁をお願いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

私の方からは商工共済協同組合の破産に伴います実態調査をということについてお答えしていきたいと思います。

現在、鹿島市での被害の実態についてですが、関係書類等、破産管財人さんの手にありまして、実際、鹿島市内での組合員数、それから被害に遭われた方の数、被害額等正確な状況が把握できていないのが現状であります。

現在、市といたしまして、商工会議所と一緒に相談窓口を開設いたしまして、被害に遭わ

れた方の組合員さんから相談を受け付けているところでありますけれども、昨日までに81件の相談を受け付けております。当分の間、この相談窓口は開設をしていきたいというふうに思っております。

今後、具体的な被害額、それから金額、それから組合員さんの数とか被害に遭われた方の数というのは、12月2日に債権者集会が開催の予定でありますけれども、そのときにならないとわからないということであります。それで今月の10日、あと二、三日うちには破産管財人さんの方から債権届け出というのが、それぞれの組合員さんのところへ送ってくるというふうなことで、それに預金額が幾らであったとか、いろいろなことを記入していただいて書類を提出していただく。それをもとにして、破産管財人さんが配当金が幾らになるのか等々については調査をされて、12月2日には発表ができるであろうというふうなことに現在なっているところであります。

それで、この債権届け出を送られてきてから、その記入の要領等につきましても、不明な点があると思いますので、そういう方々についても相談窓口の方に来ていただければ、我々としてはできるだけ便宜を図っていきたいというふうには思っているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

20番の松尾議員の佐賀商工共済組合に関する質問の中で、倒産の関連性、事前引き出し、それから県の対応、この3点につきまして、県への調査申し入れをということにつきまして、お答えをしてみたいと思います。

この件につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、けさの新聞でも報道されております。県議会の方で地域経済雇用特別委員会を設置して、商工共済組合の破産の及ぼす影響を考慮して対策などを論議するという方向が示されております。

当市といたしましては、市単独での対応については現段階では考えておりません。現在の制度、資金を利用いただき、また、先ほど課長からもありましたように、裁判所に対しての債権の申し出、それと監督官庁であります県の救済措置を受けていただくための手続等について説明したり、あるいは書類の書き方等について指導したりという、そういう役割を務めてまいりたいと思います。

開会の日にも市長からもありましたように、基本的には民と民の取引であり、市としてどこまでできるのか問題もある。そういう認識の中で、県の動き等につきまして、しばらくは推移を見守ってまいりたいと、そういうふう考えております。

○議長（小池幸照君）

税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

20番議員の税の減免のことについてお答えいたします。

市税条例第51条に市税の減免規定がございます。この減免規定を受けて、規則第2条第8項「その他特別の事情があると市長が認めるものについては次の定めるところによる」という項目がございます。そのイの項目の中に「その他の事由により納税が困難であると事実を証明できる書類の提出があったとき」、これは納税義務者の所有する財産についての損害金額というものがあると思います。ここの項目に該当するのかなということで思っておりますけれども、これは納税義務者の個々のケースがございます。個々については、相談を受けたときについては、そのケースに応じた対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、県内の、この商工共済の破綻に係る市に問い合わせをしたところ、佐賀市では減免については考えていない。ただ、これについては分納の相談に応じていくと。それから、多久市については相談はあってないということです。鳥栖市については、現在、担当係内でこの対応について協議をしているというところでございます。鹿島市については、こらあたりを主な項目ということで取り上げて検討いたしてまいります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは2番目の市内中小企業の営業と仕事確保に対しての市の施策を、市が発注する500千円以下の小規模な工事及び修繕を登録業者にという質問にお答えしたいと思います。

まず、鹿島市の現状について申し上げます。

鹿島市では1,300千円以下の工事等につきましては、基本的には入札参加資格、いわゆる指名願を提出しておられる市内土木、建築、電気、管工事、舗装、造園、水道のD級の業者のローテーション表をつくりまして、順次依頼しておるところでございます。これらを予算で言いますと、工事請負費として計上された工事等が主になりますけれども、もう一つの費目であります需用費の中の修繕料で支出する、いわゆる小規模な工事、修繕につきましては、必ずしも指名願を出しておられる業者に限らず、市内、たまには市外の法人、あるいは個人経営の業者に依頼しているところでございます。

そこで、平成14年度1年間で、実際どのくらいの小規模、いわゆる500千円以下の工事、修繕等があったのか急ぎ調査しましたところ、部ごとに申し上げますと、総務部の方では51件の3,783千円、そして市民部では64件の2,121千円、産業部では8件の2,137千円、建

設環境部では 141件の13,105千円、教育委員会が 101件の 9,193千円、トータルで 365件、30,339千円という結果が出ております。この中には、工事請負費の分が58件12,263千円が含まれておりましたので、これを差し引きますと、件数で 307件、金額で18,076千円ということになりまして、1件当たりの工事費、あるいは修繕費の額が平均して58,879円となっております。

工事、修繕の中身につきましては、数千円のものから数十万円のものまで達したようなものがありますし、また市内、市外のいろんな業種の業者がかかわっておられるようです。しかしながら、500千円以下の工事、修繕といいましても、中には指名願を持つ業者がかかわっているものがかかり多く見受けられます。これは一定の資格や技術が必要な工事、修繕であったり、あるいは当初の施工業者であったり、納入業者であったりとか、そういう関係上、そこにしか頼めないというものもございます。

こうして見ますと、まだまだ全体的な把握はできておりませんが、全く指名願を出しておられない業者となりますと、どのくらいいらっしゃるのか全体的にまだつかみ切れていない部分がございます。このようなことから、議員が言われます小規模修繕契約希望者登録制度の導入につきましては、もう少し全体的な検証を試みる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、高津原地区に多目的施設の建設をということで、鹿島地区の公民館をあわせた公民館を高津原区につくってほしいということに対して申し上げます。

まず、公立の公民館の目的というのは、社会教育法によって市町村、その他一定区域の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上とか、健康の増進、あるいは生活文化の振興などに寄与することとなっております。

その役割と機能ですけれども、住民相互の交流、学習活動の援助、そして地域づくり活動に寄与する総合的な社会教育施設であります。

その設置と運営基準ですけれども、最初の目的で、その他一定区域の住民のためにと申しましたけれども、例えば小学校区、または中学校区の通学区域、人口密度、交通条件、いろんなものを十分考慮して対象となる区域を定めとなっております。市は大体、中学校の通学区域、町村は小学校の通学区域が実態に即しているとなっておりますけれども、市でも農村地帯などについては小学校の通学区域、市街地は中学校の区域より狭い区域で設置をされております。近隣の住民の日常生活圏の施設としての公民館であります。

鹿島市は中央公民館と6地区に地区の公民館があります。公立の公民館と自治公民館の違いを申し上げますと、前者が市町村が地域住民のためにつくった施設であるのに対しまして、後者は地域の住民が自主的に作り、運営している施設でありまして、地域の住民の総意により、住民の手により自主的に運営されているものであります。

現在、高津原が自治公民館建設に取り組んでおられますけれども、このことにつきまして、高津原区の人たちが集まり、利用するところを自分たちの手でつくっていかう、つまり自分たちでやれることは自分たちでやろうという高い住民自治力というもののあらわれであると思っております。

第4次総合計画のプロ市民が育つ参加と連携のまちづくりの中に、コミュニティーの充実というものがあありますけれども、少子・高齢化が進み、コミュニティー意識が年々希薄化する中で、今後ますますコミュニティー内の住民の連帯を強め、あるいは相互扶助の意識を高め、地域住民みずからの知恵と力で地域をつくり上げる活動を進めていくことが重要でありまして、このための拠点となるのが、今新しく建設計画をされております高津原の公民館であると考えております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方から、20番議員のJR長崎本線のガード改修についての御質問にお答えいたします。

鹿島市には市道とJR長崎本線が立体交差する箇所は全部で18カ所あるわけではありますが、このうち現時点で大型消防自動車の通行不能なガードが14カ所、小型動力ポンプ積載車の通行不能箇所が8カ所、そして救急車の通行のできない交差箇所が12カ所となっております。立体交差する箇所がこのような状況でございますので、市民生活に、特にそのJRガードを利用されている集落の方々に、先ほど議員申されましたように、大変御不便をおかけしているというところであり、いずれかの時期に改善が必要であることは十分に認識いたしているところでございます。

しかし、乙丸のJRガードなど、先ほど例を出していただきましたけれども、技術的な面で改修することが非常に難しい箇所が幾つかあること、また改修するには相当な経費がかかることから、現在の財政状況では直ちに取り組むわけにはいかないと判断いたしているところでございます。

そしてまた、先ほど、特に御質問のありました竜宿浦、七浦地区のJRガードの改修につきましては、現在建設中の多良岳地区広域営農団地農道に期待されております役割の中に、農道としての機能ばかりでなく、狭隘なJRガードが農産物の大量輸送を図る上の阻害要因となっていることを幾らかでも解消すること、そういうことや地域の生活道路、大型トラッ

クとか、消防車が通行できることとしての役割への期待も大きいところでございますので、この広域農道の完成後の状況を見させていただきたいと考えているところでございます。

また、西塩屋のJRガードの改修に当たりまして、これは平成14年度に完成いたしておりますが、その改修に取り組む結論を出す前の段階で、七浦地区の区長の皆様に、そのほかのJRガードにつきましては、西塩屋が完成したからといって、すぐには地元から改修の要望はしないというような内容での合意の上で、その西塩屋の事業に着手した経過があるところでございますので、再度同じような趣旨のことを申し上げることになりますが、竜宿浦、七浦地区を初めといたします長崎本線の狭隘なJRガードの改修を計画にのせることにつきましては、もうしばらく時間をいただきたいと考えているところでございます。

また、竜宿浦の線路下の暗渠の改修についてでございますが、これは県主体の事業でございますので、これまでも改修についての働きかけをしてきたところでございますが、今後も県の方に改修の要望をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

まず、商工共済の問題ですが、私は今回の、この商工共済の破綻の問題を行政がどこまで大変だと、真剣に考えられているかなと疑いたくなります。議会冒頭の所信表明でも市長もおっしゃいましたが、民と民の取引だというようなことを言われておりますが、これは、今や民と民の取引だからということで、事が進むのを眺めて、その動きによって何かをすればいいというんじゃないんですよね。連日報道されているように、県が直接タッチをすると、そして、その上部にいる人たちは、県民が最も信頼してきた国会議員や県会議員だったという、そういういろんな問題も含まれておりますが、こういう中で、今そういうことを言っておれない時期だと私は思うんですよ。まず私は、この問題が発生した当初から、行政の取り組みが余りにも生ぬるいと思っています。というのは、最初、私は対策窓口をつくれということを言いました。それに対して、商工会でやっていますからということなんですね。私は、先ほどの課長の答弁で12月2日に債権者集会があるので云々と、それまで二、三日のうちに債権届が送ってくるだろうと、記入のわからない人は相談を受ければアドバイスをするというようなこと。それじゃ生ぬるいわけなんですよ。

私は以前もいろんな問題で、もっと直接実態を見れということ、もう、しょっちゅう言っておりますが、今回のことだって机に座っていて、だれかが来るのを待つと。よそが進むのを待ってやるということじゃだめなんですよ。今、出ていってください。職員の何名かの特別な配置をしてでも、鹿島市が204名いらっしゃるといふのなら、その204名の人に確実にチェックできるだけ回って行って実情を聞いてくださいよ。そういう人たちがどういう実

態にいらっしゃるのか、あなたたちわかりますか。いまだに眠れずに病気のようになられた人もいますよ。そういう実態を知らんで、こういうことだからこうですよと、それじゃ、市民は許しませんよ。本当に実態がわからないから、今のような答弁ができるんじゃないですか。もう悔しいですよ。

確かに、民間の問題かもわかりません。しかし、その末端は鹿島市民の人たちが、あすの経営が、命がどうなるかと、大げさじゃないですよ、そういう実態に置かれているんですよ。特別な体制をとったって、一人一人回るべきだと思うんですよ。管財人が名簿を持っているからわからないと。私すら何名かの人をチェックして回りましたよ。皆さん、本当に真剣に訴えてくださいました。実際に自分の預金通帳を見せてくださった方もあります。「こんだけ頑張ったんですよ」と。「これからのつなぎ資金に何とかしようと思ったのに」と、泣きながらおっしゃった方もありますよ。それも、この不況の中で、いざというときのために、こつこつとためてこられたお金なんですよ。それが一夜のうちに吹き飛んでしまったでしょう。

こういう実態を見ずに、県の動きや、また債権者の上の人たちの動きを待ってどうこうしようなんて、許されるものじゃないと思うんですよ。どうですか、市長、すぐにでも、今からでも、私は遅くないと思うんですよ。体制をとって、特別の職員を配置して、そして1軒1軒回ってください。確かに私はうちはかたってませんというところもたくさんありますよ。しかし、そういう回る中で、今の中小零細業者がどういう立場で商売をされているか、そこまでわかるんですよ。私は、また今回、回ることで本当に勉強させられました。表の店はきれいで、ここはよか生活しよんしゃっじゃろうなというようなところだって、中に入ってみて実情を聞きますと、本当に大変だということを、私は、また改めて認識することができたんですけど、やっぱりそういう仕事をしていただきたいと思うんですよ。

ですから、私が今、質問したことに対して、もう全く許せないと私は言いたいんです。県に対してもそうです。本当に今しなくてはいけないのは、そういう犠牲になった人たちの救済をまずしなくちゃいけない。それと同時に、今回の問題が大きな問題になりそうになっておりますが、この問題が何だったのかということ徹底して究明することが私は大事だと思うんですよ。だから、真相究明委員会をつくれと。これも、内部だけでつくったって本当の究明はできない。だから、第三者も入れながら、その究明委員会をつくるように県に要求せろと。おかしいですか、当然のことやないですか。また、だれしも神埼産業と商工会の破綻の関係は無関係じゃないということ、もう口をそろえて言っていますよ。調べてみて無関係ならそれでいいじゃないですか。これを調べるところは、だれでもできないから、こういう調査をしてくださいというのを県に申し入れてくださいと言っているんですよ。

また、組合にしても、すべて県庁の天下りが来る、専務理事だってそういう人が来る。そして、そういう人が調査をして、全く個人的なもののようにしながら。しかし、事見れ

ば、そのときの書類などは県庁の倉庫にあったというように、まさにこれは課長だけの問題じゃない。強いて言えば、その当時の知事にだって責任はあると思うんですよ。そこまで大きな問題ですよ。ここのところを徹底的に究明しないと、この問題の解決はないと思うんですよ。

私は今の答弁を聞いて、こんだけ大きくなっている問題に対して、許せる答弁じゃないと思います。市長、この辺を含めてあなたのお考えをお聞かせください。そして具体的に、また御答弁をいただきたいと思います。本当に私は許されないと思います。

それと、何度も申しますが、体制をとって、そういう人たちの調査を始めてくださいよ。そうすれば、おのずから何をしなくちゃいけないのかということ、そのことがわかると思うんです。本当に、そういう犠牲に遭った人たちは、言って話をするだけでも、「ああ、こんだけ言うけんよかった」、私たちが行ってもそうですよ、市の職員さんに行ってもらったら、もっとほっとされるんじゃないですか。今、本当にそういう状況です。ぜひ、それをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小規模契約希望者登録制度ですが、これは今のところ、余り積極的じゃないですが。今、本当に零細業者の人たちは、50千円、100千円のお金だって、仕事があってほしい、その仕事がないんですよ。いろんな問題があります。もう、本当に小さい仕事まで、先ほども言われましたが、指名入札されるような人が仕事をされるというようなことで、本当に小さい人たちは、もうはねのけられてしまっている。

それから、いろんな要素ありますね。最近、シルバー人材センターなども非常に大きくなりまして、理事さんが前で見られておりますが、シルバー人材センターというのは、もともとは高齢者の人たちの生きがい対策としてつくられたものが、今では雇用対策みたいな形になって、そういう中からも、仕事が地元の零細業者に行かないというような問題も出てきているんですよね。だから、それはそれとしまして、そういういろんな条件がありますので、どれくらいあるかわからないとおっしゃいましたが、私は、これは希望される人だけでいいと思うんですよ。希望される小規模の経営者の人たちの契約をとり、そしてそういう仕事をしていただくというようなことをして、少しでもそういう人たちに潤っていただく。

確かに500千円、200千円ぐらいでは、どうしようもないというようなこともあると思いますが、しかし、それでも今、必要なんですよ、50千円、100千円のお金でも必要なんですよ。そして、そのことが全国的に零細業者の人たちを救っていく何らかの手助けになるということで、今、全国に大きく広がりつつあるわけです。県内でも、そういう態勢がとられようとしているわけです。ぜひ、これは特別のお金がかかる問題でもないわけですね、今まで使ってきた分を、そういう人たちに受けてもらうということですからね。特別予算を別枠でつくらなくちゃいけないという問題じゃないわけですから、ぜひこの点については積極的に考えていただきたいと思います。

それから、公民館は何か、いろいろ決まりのごたつとば、しっかり言いんしゃったけど、いろいろあると思いますが、現実問題として、まず高津原地区は確かに今おっしゃるように公民館をつくらんといかんと、公民館の必要性が叫ばれまして、つくらんといかんと。それで、確かに集まり、自分たちでやれることはやろうと。何でそうせんといかんかちゅうと、何もしてもらえんけんですよ。我がだちでせんば何もなかけんでしょう。だけん、そういうふうになっているんですよ。

しかし、公民館の問題が出ましたけど、この公民館づくりが部落民全部の総意のような言い方をされておりますが、高津原 1,000世帯の中で全部が持ち家でもないし、ちょっとそこにいる人もいるし、そして持ち家の人だって、生活保護の人もおるし、高齢者家族の人もおるし、いろんな経済状況の人もおるし、今、一概にみんなが一律にこんだけお金を出してやろうかと、必要なのはわかりますよ。しかし、みずからがそれだけのことをして支える力はないんですよ、正直申しまして。

今、公民館づくりが決まりましたから、私のところには、いろいろと意見が入っております。「そがんた、集会のあったとき行って言うぎよかじゃなかか」と言う人もおりますがね、なかなかそういうとこに言えないんですよ。そういう状況です。

ただ、それだけじゃないんです。先ほど言いましたように、鹿島地区には地区の公民館がないんですよ。これに対してはどうなんですか。先ほどいろいろ言われました。私はなかなか全部頭に残っておりませんが。ほかの地域は、地区の公民館がちゃんとあって、そこを中心にして地域の人たちの輪を広げていращやるとい実情があるんだけど、鹿島地区についてはそれが無い。中央公民館がありますが、そういう役は果たし切っていないし、あれでは果たせませんよね。そういう実態にあるわけですが、その辺で私は、ぜひそういう地域の公民館の計画をしていただきたいと思います。これはもう本当に、長年この鹿島地区の住民の皆さんの要求でもあるわけですよ。それが今まで置き去りにされてきたという大きな問題も残っています。

それから、長崎本線のガードの問題です。

今、多良岳農道が解決して云々ということですが、それはそれだと思っんですよ。やっぱり、今利用しているところが一番利用しやすいわけで、車を持っている人とかなんとか、遠くに行く人はそれでいいでしょうけど。やっぱり、長年使ってきた、今あるところを利用しやすいようにしていこうというのですし、西塩屋ができたときに、後はそがんわけいかんばいと言ったけんで、それではいけないと思っんですよ。いろいろ発展もなくちゃいけないと思っんですよ。特に、国としては積極的に市がやればやるんだと。それから暗渠にしても調査を進めるんだというようなことも言ってくれているんですよ。

確かに以前、西塩屋がそうでしたよ。国が、市がやれば対応しますよ、お金を出しますよと言ったにもかかわらず、すぐにはできませんでした。それは予算の問題その他あったと思

いますが。しかし、やってみたら地元としては、そんなに多くのお金を出さずにも、あんなに立派になったわけですから。私は、なかなか動かない国が、今せつかく動こうとしているわけですから、そして、これは地元の皆さんの要求でもあるわけですから、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。この辺については、一番は市長のお考えだと思いますので、市長のお考えをお聞かせください。非常に国土交通省の職員の人だって大変ですもんねというようなことで、本当に私は驚きました。いろんなところに電話をしたりして、実情をよく調べられていたんですね。ほかの要求の中ではそういうことはなかなかないんですが。そういう実態がありましたので、ぜひ市長、いろいろあると思いますが、せつかくそこまで国が動こうと言っておりますので、やってください。

そして、特に暗渠については、これも国は調査するというようなことを言ってくれております。そして、これは、さっきおっしゃったように、県が主体だということですので、これは県がしないとできないと思いますが、強く国の意向も伝えながら、早急に取り組むことができるようお願いしたいと思います。本当にあれだけの部落の中に、有明海のとのつながりを持っているわけで、ちょっとした雨でも満潮のときには水が押し流されて、部落の中が浸水するというような状況にあるのはもう事実ですから、その辺については、ぜひお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

20番松尾議員さんの2回目の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

戸別訪問等についても積極的にすべきじゃないかということでございますけど、最初に申し上げましたとおり、一切の資料につきましては破産管財人のところにあるわけでございます。だれが幾らという、そういう個人情報は一切私たちの方にもわからないという状況でございます。わかったとしても、先般から相談室を設けて相談に当たっておりますけど、やはり相談に来られる方、議員も言われますように、いろいろな事情があられるということはいくわかりました。しかし、立ち入れない個人のプライバシーの面からも、そういう面に立ち入れない部分があるということもよくわかりました。そういうことで、今の段階では心情的には何とかという気持ちはありましても、あくまでも民と民という関係は、やはりそのままの考えでいきたいと思います。監督庁であります県が救済措置をしております。その中には、県民である鹿島市の方々も当然、含まれております。

そういうことで、組合が破綻し、組合員が困っている状況ということは、相談者の中からもよくわかっております。12月4日に開催が予定されております債権者集会の中で、先ほど課長も申し上げましたように、今から、裁判所から送られてきた債権申出書によりまして内容がわかるわけでございますので、破産管財人の報告を待たないと適正な判断や手当てはで

きないと、そういうふう理解しております。現段階ではいろいろな手当てもできないし、すべきではないという判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

2点目の小規模修繕などに対する市の対応ということでお答えいたします。

まず、基本的には市が発注いたします工事、修繕などにつきましては、公平にわかりやすく、これが大原則でございます。そうするためには、当然のことながら一定のルールが必要ということで、この部分につきましては指名基準を定めまして、小規模なもの、100千円以上のものになりますが、これにつきましては業者のローテーションでやっております。これは企画課長が申し上げたとおりでございます。この原則だけは最低限のルールとして守っていく必要があるかと考えております。

それで、これ以下の金額、具体的には100千円以下になりますが、これにつきましては現在におきましても、ある程度弾力的に実施をさせていただいておりますので、御理解いただきたいところでございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

松尾議員さんの2回目の質問に対しまして申し上げます。

鹿島地区には公民館がないということですが、今、福社会館の3階が鹿島公民館になっております。ほかの地区公民館にない部分も確かにあります、例えば調理実習室とかです。そういったところは市民会館とかエイブルとか、そういった隣接する施設を一体的に利用できるかと考えております。

松尾議員さんの1回目の質問の中で、以前は国県の関係でつくれたが、今の状況では見出せないと、確かにそのとおりだと思っております。今回、高津原の自主公民館の計画の中に八つの機能があったと思います。これは公民館だよりで見たんですけれども、その中の一つが、他の自治公民館の中核となり、広く市民に開放する機能というのがあります。これは、まさしく鹿島地区公民館の補完としての機能じゃないかととらえております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

長崎本線のガード改修の件でお答えを申し上げたいと思います。

詳細につきましては課長の方から答弁がございましたが、今、両舟津を結ぶ浜川にかかる鉄橋の二つのガードにつきましては、高潮対策事業といたしまして現在整備をいたしているところがございますので、平成18年の完成を予定するというようなことをお聞きいたしております。また、江福川にかかります鉄橋の江福ガードにつきましても、河川改修事業で整備中でございますので、16年9月、来年の9月でございますが、これも完成の予定と聞き及んでおるところでございます。なお、西塩屋2号線の西塩屋ガードにつきましては、平成11年から14年までの4年間かかりまして改良が終わったところでございます。ほかのガードにつきましては、確かに生活の面、あるいは交通の面で不便を来しているということにつきましては、十分認識をいたしております。

しかしながら、今後の計画ということになりますと、前回の西塩屋の事業状況を見てまいりますと、JRは予算的には1銭も出さないということもございますので、1カ所当たりの事業の濃淡はあったにいたしましても、1事業当たり約3億円程度の費用が市負担となるんじゃないだろうかと考えております。西塩屋の場合は248,000千円というような金額でございましたが、そのような金額になるんだろうと思います。実際にこれが改修となりますと、ガード以外のガードの前後も改修をする必要も出てまいりますので、なかなか厳しい昨今の財政状況の中では、必要性というものは十分認識はいたしておりますが、具体的にということになりますと、なかなかうまくいけないというような状況でございます。

竜宿浦の暗渠につきましては、県の方にも逐次、こちらの方で現状をおつなぎして、改良をしていただくというような方法をとりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

まず、商工共済の問題ですが。

部長のお答えがありますが、個人情報がないからわかっていないと。だから、やれと言うんですよ。例えば、わかっとなったにしても、机上のチェックだけじゃわからないですよ、その人たちのいろんな感情の問題だとか、精神的な問題だとか、いろんなのがあるんですよ。すぐ何か言うとプライバシーの面から立ち入れないということですが。行って嫌なら、お話しなさらないだけなんですから、そちらは。だから、実態をやっぱり把握しないとだめですよ。12月2日の債権者集会まで待つんですか、それまで。それまでの間にいろんな変化が出てきますよ。債権者の人たちも、今、2週間ぐらいですか、お訪ねしたところには、私もその途中で何度もずっと電話をしておりますが、本当に大変ですよ。もう精神的に落ち込んだ方もあるんですよ。そういう実態を、窓口に来られる人だけじゃなくて、あなたたちが直接見てくださいよ、回ってくださいよ。市長どうでしょうか、そういう体制をつくられないでしょうか。私は本当に皆さんの直接、こういう実態をつかむというのが、まず、私は行政

としては大事だと思うんですよ。どうでしょうか、その辺、特別の態勢をとってでも、私はやっていただきたいと思います。

それと何度も申しますが、今度の問題は犠牲になった人たちの救済はもちろんですが、本当に、まだいろんな問題が発覚しておるわけですが、徹底してこのことを究明するということがまず大事だと思うんですよ。そのために先ほどから何遍も申し上げておりますように、真相究明委員会をつくらせるとか、それから神埼産業との関係を徹底して調査をしてもらうとかいうようなことを調査せろというのを県に言えないんですか。また、理事とか役員がきのう、きょうのニュースにあったように、課長と同じように6カ月間ぐらいにさかのぼってお金を引き出したのがないのかどうか調べてくださいと、そういうことを言えないんですか。そういう要請、当然できると思うんですよ。私は議会でもぜひお願いしたいと思うんですが、議会としても、こういうことを県に徹底究明をせろというような、そういう意見書を、私は議会でもぜひ上げていただきたいと思うんですが、これは、もう当然、市民の暮らしを守る立場として、市も積極的にやるべきだと思いますが、この辺については市長が直接お答えをいただきたいと思います。

特に、この件については、市長は所信表明のときにおっしゃいましたが、今回の破綻というのが、本当にいろんな形で急転しながら、いろんな問題が出ておりますが、この場に至って市長は、この問題についてどういう見解をお持ちなのか、市長の見解もここでお聞かせいただきたいと思います。きょうは市長、全くお立ちになっておりませんので、もう、そろそろ立っていただいているんじゃないかと思えます。

それから、小規模登録制度ですね、これは、確かにルールを持たんといかんですよ。これだって、つくったからといって無制限にするわけではないですから。どこでもちゃんとした要綱をつくって、希望者に登録していただいて、取り組みをされているわけですので。もう既に、もう近いうちに県内の自治体だって、こういう登録制度をつくるのは急速にふえてくると思うですよ。先ほどから何度も言いますが、何でも金んなかけんされん、金んなかけんされんとおっしゃいますが、じゃ、金がなくても、ほかのに使ったのを、そういう形で使うわけですから、できないことないわけでしょう。100千円以下は弾力的にされているということですが、じゃあ、今までの制度の中だったら、絶対間違いないような取り扱いがされているのかどうか、私はそこまで言いたいですが、そのところは御答弁要りませんが。

とにかく今、本当に、もう税金すら納められないというような苦しい中で営業されている人に少しでもお役に立つようにということで、そういう登録制度をお願いしているわけです。

これは先ほどもありましたが、小さな仕事まで入札に参加できるような業者の人がやっていらっしゃるということですが、これは個人の家だってそうですよ、大きな建設会社の人が、棚いっちょでんよかけんつくってくださいとか、そういう形で今、回れるようになりました

が、本当に零細業者の人たちには大変な中で仕事をされておりますので、そういうところをお酌み取りいただきまして、お願いをしたいと思っております。

それから、公民館の問題ですが、福祉会館にあって、市民会館もどこでん利用できるよ。そんな簡単に、ほかの人たちが、ほかの地区公民館が自由に使っているような使い方できませんよ、わかっているでしょうが、その場逃れの答弁をしないでくださいよ、腹が立ちますよ。

それでは、先ほどおっしゃいましたが、高津原公民館は地区公民館の補完的な役割も果たすということで建てられているということですが、じゃ、そういうことになると、市は高津原公民館建設に対して、それなりの対応してくれますか。公民館づくりは一定の補助金がありますが、地区公民館、鹿島地区公民館を補完するような立場で建てられるということは、あなたたちがそういう認識を持って認めるのなら、それなりの建設費用に対する対応、維持費、その他についてはすべきだと思うんですよ。あなたたちが、それをそういう立場でやるというならそれもいいでしょう。その辺どうなんですか、ここの答弁の上だけでそういうこと言っちゃ困りますよ、そここのところをはっきり御答弁ください。そこがどういう形で、高津原が地区公民館を補完するというような機能も持っているということですよとおっしゃいました。それを認めるのであれば、じゃあ、それに対してあなたたちはどういう対応するのか。ただ単に、高津原が地域の公民館をつくるということでの対応では済まされませんよ、そういう認識をお持ちになるなら。これはそうでしょう。そここのところをはっきり教えてください、それによって後の問題があります。今夜、また北原議員さんがしんしゃっわけですから、今の言葉は大きな問題ですよ、しっかり覚えておいてください、はい。

とにかく、鹿島地区はないんです、今おっしゃったように、市民会館なんてあるて言うけど、よそごと事務所に行った、そいぎ、ちょっとどこに会場ば使おうかなんかちゅうとき、いっちょいっちょ言わんぎされんでしょう。そういうもんじゃだめですよ、本当に自由に使えるというのにはなりません。そここのところを、ぜひお聞かせください。

それから、JR長崎本線の問題も、先ほど西塩屋2億数千万と言うのですが、あれは全体の金でしょう。市はそんなに出していませんからね、1,000何百万ですか。そういうことですから、今回だって、国がそういう立場でやってくれるとしたら、大体どれぐらいできて、どうなのかというぐらいの、最初、西塩屋だって、そのくらいしか市が出さんでいいなんていうのはわからなかったと思うんですよ。しかし、具体的に取り組んできて、そうだとことがわかって現実的になったと思います。とりあえず、そろばんぐらい、はじいてみましょうや。それによってこれならできるじゃなかかというようなことがあると思うんですよ。せっかく国が動いているのを足げにするところは何もないと思います。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。この点についても市長の御答弁をいただきたいと思えます。

もう一度戻りますが、今回の共済組合の問題ですね、最初はただ単に商工共済の破綻だということでも見ておりましたが、内容を知れば知るほど、本当に許せないことがいっぱいあるということですね。まず、今までの理事長というのが、最初、福岡元参議院議員、そして次が陣内、今参議院議員、それから水田県議、この方は、そういう中で辞意を表明されておりますね。それから、監査も歴代の自民党県議の人などがなっていっちゃるということ。それから職員については、すべて県庁の天下りOBですね、その人がされているし、専務理事なんかそういう人がされているというような中で、今、いろんな問題が発覚しているわけですが、8月29日の佐賀新聞の『激震破たん』というのが、上・中・下と載りましたが、私はそのとき、あっと思ったんですね。何でかといいますと、冒頭から「報道を見る限り、運営は相当ずさんなようだ。破産管財人と連携を取り、関心を持って対処したい」と。これは28日の定例記者会見で菊谷岩夫県警本部長が、この商工組合の破産について、冒頭切り出した言葉だと、こういうことはめったにないと思いますが。ということは、これはまだまだ裏に大きな何かがあるんじゃないかと考えるのは、私だけではないと思います。

だから、今の問題が、果たしてどこまで発展するかわかりませんが、そういう中の問題です。行政としても、ただ単に民と民の問題だということじゃなくて、やっぱりこの問題については積極的に取り組んで浄化をしていくと。もう、このことは佐賀県全体の政治の流れの一端でもあると私は思っています。そういうところ一つ一つをやっぱり浄化させていくということが大事ですし、そのために、やっぱり私たちが一丸となって取り組んでいく必要があるんじゃないかと思えます。

こういう、いろんな問題を控えておりますが、その点について先ほど申しましたが、市長に商工共済の組合の問題で所信表明から時が流れ、情勢が急変しておりますので、そのお立場に立って市長の御見解をお聞かせいただきたいと同時に、これまで私が質問しましたすべての点の中で、やっぱり市長が答弁していただいた方がベターだという分もたくさんあります。特に政策的な問題もありますので、その点について市長の御答弁をいただきたいと思えます。まだ時間あるですよ。ということで、今、私は3回目ですか。

○議長（小池幸照君）

3回目。

○20番（松尾征子君）

ということです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、佐賀商工共済協同組合の自己破産についてでございますが、これは、ちょっと貸付残高状況というのがありますが、ここのタイトルには「金銭消費貸借」と。いわば預金とか

ということではなくて、貸借関係なんですね。それで、こういうところを踏まえて、私ども基本的には民と民の関係である。それに対して、市の行政としてどこまでタッチ、関与ができると。こういうことはやっぱりちゃんと検証してから対応しなければならないというふうに思っております。

それからまた、県に対して市からの調査の申し入れということで、神埼産業と今回の破綻は関係あるんじゃないかとか、それから理事とか役員が発覚前後にお金を引き出したことはあるのかとか、第三者を入れた調査究明委員会の設置をと、こういうことを市から、責任問題ですからと、責任問題、こういうものを市から県に要請をせろということではありますが、これは県議会の方では早速特別委員会をつくって調査を、対応策を論議することを決めたということがございますし、また、監督官庁はこの場合、県ですので、県の方でも対策本部を設置されてやっておられます。したがって、市の方からとりたてて、そういうことを申し上げるつもりはございません。

ただ、市の方でも窓口をいち早く設置しまして、市の窓口に対してどんどん相談に来ていただいて、市で対応できるものについては迅速に対応し、また県につなぐべきものは適宜つないでいきたいと、こういうふうに思っております。

それから、2番目の市内の中小企業の営業と仕事の確保に対しての市の施策。これは、部長と課長がお答えしたとおりであります。

それから、高津原地区に地区公民館ということのようではありますが、これは、まず二つの要素がございます。一つは先ほど来、ちょっと問題になっておりますが、鹿島地区の公民館は、確かにあるんですよ。ただ、独立した建物ではないということがございます。何とかということで、私どもも大分テーブルに載せましたが、今すぐにはできないということがございます。もう一つは、用途地域の問題でありまして、今、高津原の方で議論をさせていただいている場所については、第1種低層住宅専用地域というふうに鹿島市は用途地域を指定しております。

それで、この用途地域の中で問答集がございますが、これをちょっと紹介したいと思います。この問いと回答ということになります。Q&Aですね。Qの方が「町内会と一定の地区の住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人、または車の集散するおそれのないものであって、当該地区内住民の社会教育的な活動、あるいは自治活動の目的の用に供するために設ける公民館、集会所、その他これに類する建物は建築基準法別表第2(イ)項第4号に規制する学校図書館その他これに類するものの、その他これに類するものに該当するものと解してよろしいか御教示願いたい」、「そのとおりである」。

つまり、これをそのまま読みますと、部落の区の公民館はいいけど、地区の公民館としては該当しないという見解をここには出しておられるというふうに私は思っております。したがって、御質問の地区公民館というものは、こういう理由からも、現在考えてはおりま

せん。

それから、JR長崎本線のガード改修についてということですが、これは、そういうことが不便でありますから、広域農道を建設しているということでもありますので、これをまず第一義的に限られた予算の中ではありますが、これは全体事業が、最終的に太良と鹿島を合わせて390億円ぐらいになります。その中で地元負担、受益者負担が15%、これは公共的な役割が大きいので、農業者に負担をさせるということじゃなくて、全額市で負担ということにしておりますが、これを第一義的に早く完成させるということを目指しておるところであります。

以上です。（「商工共済問題の市長の御見解は……」と呼ぶ者あり）何ですか。（「商工共済組合の問題で、もう少し……」と呼ぶ者あり）

いやいや、もう、私は市としての対応をどうするかということはお答えしましたので、それ以上のことは、この場では申せません。（「済みません、ちょっと回数は多いと思います、一つだけ言わせてください。お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

議会の申し合わせ事項で3回までとなっておりますので、以上で20番議員の質問を終わります。

ここで10分間程度、暫時休憩をいたします。

午後2時33分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

皆さんこんにちは、5番議員の橋爪でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

きょうは2点質問したいと思っております。まず1点目は、鹿島の基幹産業であります農業の振興についてお伺いします。それについては4点、米政策改革、食の安全と地産地消、スローフードの推進、鳥獣害、特にイノシシの対策、それから、構造改革特区の取り組みということでお伺いをいたします。大きな2点目としては、土砂災害対策についてお伺いしたいと思います。

最初に、米政策改革についてお伺いいたします。

政府は、米政策が大きく転換する生産調整、流通と市場原理を強く反映させた米政策改革大綱を昨年12月3日に決定し、ことしの6月下旬には改正食糧法も成立いたしました。現在の米政策は、メッセージが明確に伝わりやすい仕組みとなっていない。費用対効果が明確

で、効率的な仕組みとなっていない。政策の決定過程や運用状況、情報の受発信に関する透明性が確保される仕組みとなっていないなどが問題点となっているようです。

米政策の改革方向、米政策の三大理念といたしまして、まず1点目がメッセージが明瞭でわかりやすい政策、二つ目が効率的でむだのない政策、三つ目が決定と運用のすべての過程について透明性が確保された政策の三つの理念に基づいているようでございます。新たな米政策の基本は消費者、市場重視で需給調整システムは大きく変わり、国は来年度から、これまでの減反面積配分から生産目標数量を配分し、2008年、すなわち平成20年度には国が需給情報を提供し、農業者、農業者団体主体の生産調整に踏み出すことを打ち出しております。また、2010年度ですから、平成22年度までに、水田農業経営の安定と発展を図ることが目的で、効率的で安定した経営が大半を占め、需要に合った米づくりが行われる、あるべき姿の実現を目指しております。

助成措置では、全国一律の転作助成金や価格補てんの稲作経営安定を廃止し、これにかわり、産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度、担い手経営安定対策の三つの制度が新しく創設されるようございます。これで、流通は現行の計画流通制度を廃止いたしまして、出荷業者、販売業者の登録制は届出制に移行し、自主流通米価格形成センターは米穀価格形成センターと名称を変更し、市場価格を形成する場から多様な取引の場へと位置づけが変わるようございます。農水省は8月末、米政策関連予算の概算要求を3,000億円ということで要求されているようございますが、そこでお伺いいたします。

まず1点目は、米政策改革の今後のスケジュールはどうなっているのか。2点目は、今回の米政策の改革は農家にとって、どんなメリットがあるのか。3点目は、今回の米政策の改革によって、中山間地域の農業及び兼業農家の農業はどう変わるのかをお伺いをいたします。

次に、食の安全と地産地消、スローフードの推進についてお伺いいたします。

最初に、トレーサビリティーの取り組みということでお伺いをいたしますが、政府は食の安全性をめぐる諸問題を適切に処理して、総合的に食の安全性を確保するため、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、リスク評価機関である食品安全委員会が7月に設置され、4月には食品安全基本法も成立いたしております。また、食品安全基本法を支える食品安全関連五法を並立しており、牛肉のトレーサビリティー法もその一つになっているようです。

牛肉トレーサビリティー法とは、生産、流通履歴を追跡する仕組みということで、6月11日に公布され、生産段階ではことしの12月1日より、流通段階では来年の12月1日より施行される見通しでございます。既に、国内で飼われている牛には耳標の装着が行われて、施行に向けた準備が進んでいるようです。

この牛肉のトレーサビリティー法は、国内で飼われているすべての牛に、戸籍に当たる個体識別番号を記入した耳標をつけて管理し、消費者がインターネットで牛肉の生産流通履歴

を知ることができる仕組みをつくる法律になっているようです。

生産者の義務としては、子牛が生まれたときの出生年月日、雄か雌かの区別、母牛の個体識別番号の届け出、耳標の装着、牛を販売したときの年月日、販売先の届け出、耳標の取り外しや耳標のない牛の販売禁止。流通業者の義務といたしましては、個体識別番号の正確な伝達や表示が義務づけられ、違反した場合はどちらも 300千円以下の罰金となっているようでございます。

そこで、牛肉のトレーサビリティ法の取り組みはどのようにされているのかをお伺いいたします。

次に、安心安全な農産物の取り組みについてお伺いいたします。

無登録農薬の使用や不正表示、残留農薬などで食品に対する消費者の不安が高まっているため、県は7月22日に生産・流通・消費・行政の4者による県食品安全推進協議会を設置し、安全な食の確立に向け、県民運動を展開することになっているようでございます。

そこで、有機食品の検査認証制度の取り組みについてお伺いをいたします。この有機食品の検査認証制度は国の制度で、平成11年7月にJAS法を改正して、有機食品の検査認証制度を創設されております。有機農業産物とは、どういうものかと申しますと、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種または植えつけ前2年以上、多年性の作物にあつては最初の収穫前3年以上の間、堆肥などによる土づくりを行った圃場において生産された農産物となっております。

農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関は、県内では有機食品認証副協会の一機関で、JAS規格に沿って農産物を生産する者を認定し、生産者みずからが当該農産物に有機JASマークを貼付して販売する仕組みとなっております。本県では、平成15年5月16日現在67戸、全国では4,273戸の農家が認定を受けており、主な品目は米、ナス、レンコン、ミカン、お茶などになっておるようでございます。

そこでお伺いいたしますが、鹿島で今、認定を受けられた農家はどれくらいおられるのか。それから、有機食品の検査認証制度の指導なり推進は、現在どのようにされておられるのかをお伺いいたします。

次に、特別栽培農産物の認証制度の取り組みについてお伺いいたしますが、この特別栽培農産物認証制度は、これは県の制度でございまして、平成13年4月、本県独自の制度として、有機食品検査認証制度の対象とならない特別栽培農産物を県で認証する「佐賀県特別栽培農産物認証制度」ということで創設されております。

特別栽培農産物とはどういうものか申しますと、農産物の栽培期間中、化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量を県内の一般的な栽培方法、いわゆる慣行栽培に比べ、5割以下に低減して栽培された農産物となっております。認証の対象品目は、県内で生産された農産物で米、大豆、タマネギ、トマト、温州ミカン、お茶など51品目あるわけでございます、

これは農家から申請を受け、地域認証審査会で栽培管理計画などの審査を経て、生産登録し、栽培状況等の現地確認を行い、その結果に基づいて知事が認証し、認証マークを貼付して販売する仕組みとなっているようでございます。

現在、県内で認証された農家は、平成13年度で25戸で9ヘクタール、8品目。14年度は745戸で223ヘクタール、16品目。15年度は6月末まででございますが、137戸で43ヘクタール、9品目となっております。

そこでお伺いいたしますけれども、鹿島市では何戸ぐらい認証されておられるのか。それから、現在の特別栽培農産物認証制度の指導なり普及推進については、どのようにされておられるのかお伺いいたします。

次に、エコファーマーの認定制度取り組みについてお伺いをいたします。

これは、平成11年7月に環境と調和した農業生産を一層推進するため、持続性の高い農業生産方式導入の促進に関する法律が制定されまして、当該農業に取り組む農業者を知事が認定する制度が創設をされております。エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式にかかわる技術を一体的に導入する計画について、知事の認定を受けた農業者となっております。

認定の対象品目としては、佐賀県における主な農産物である米、麦、トマト、ナス、花の菊、お茶、ブドウ、温州ミカンなど、これは60品目が対象となっております。持続性の高い農業生産方式にかかわる技術の概要といたしまして、施肥等施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術などとなっているようでございます。これは、県でのエコファーマーの認定状況はまだ少ないわけですが、平成12年度で1件、13年度で23件、14年度で44件、15年6月までで4件が認定をされておるようでございますが、このエコファーマーの認定制度に鹿島で何件ぐらい認定をされているのか。このエコファーマーの認定制度の指導なり普及推進はどのようにされているのかをお伺いいたします。

次に、地産地消とスローフードの推進についてということでお伺いいたします。

最近、身土不二、地産地消、スローフードといった言葉をよく耳にしますけれども、これは全国的に盛り上がりがあるようでございます。

地産地消とは、どういうことかと申しますと、これは皆さん方もほとんど御存じと思いますが、地域で生産されたものを地域の中で消費するという事で、暮らしの豊かさとは何かが改めて問われている今、旬の時期に旬のものを、地元の新鮮なものを味わうことが、最も豊かで、健康な暮らしだと再認識させられてきておるようでございます。

地産地消を具体的に申しますと、まず直売所を通じた地元農産物を地元の人たちへ販売をする。それから、地元の小売業者やレストラン等に地元農産物を供給する。学校給食へ地元農産物を供給する。あるいは、地域特産加工への取り組み、あるいは地元加工業者への原料としての農産物の供給などじゃなかろうか、こういうふうに思われますが、また、この地産

地消のメリットといたしましては農産物が新鮮であるということですね。それから、流通経費が少なく、中間マージンがないために、消費者は農産物を安く手に入れられる。それから、消費者にとっては生産者が身近である。それから、生産者は消費者のニーズがわかるためのメリットがあるようでございます。このように、地産地消の取り組みは農産物の新鮮さ、安価にとどまらず、地域内の会話の活発化を誘発し、地域農業の活性化、さらに地域全体の活性化につながる取り組みだと思っております。

また、地元でとれる農産物を使って、日常の食生活に生かす地域食材の日を設ける動きが全国で広がっておりまして、いわば地産地消を地域ぐるみで実践する日ではなかろうかと思っております。特に学校給食で広がっておりまして、地域産業としての農業、あるいは地元の特産物を学ぶ機会にもなっており、また、地域経済の活性化にも一役買っているようです。

佐賀県では、平成14年度から小・中学校を対象にした、ふるさと食の日給食支援事業が行われており、年間10回以上、副食に県内産農産物を80%以上使うことを条件に、児童・生徒1人当たり1回140円を県と市町村が助成し、本年度は県内30市町村128の小・中学校に広がったと聞いております。

そこで、鹿島市内の直売所の取り組みがどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目は学校給食での地元の米とか、野菜、果樹、それから、地元でとれる農産物の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

次に、鳥獣害対策、特にイノシシの対策についてお伺いたします。

このことについては、私はもう過去2回質問いたしました。イノシシの被害はなかなか減らんで増加をしておるということで、非常に農家の方も深刻になっておられるようございます。

私も7月、8月、2回ほど、ちょうどパイロット道路を車で通っておったら、イノシシと出くわしまして、ありゃ、この辺なイノシシば放し飼いしてあつとじゃなかろうかにやと思うくらい、ちょいちょいイノシシと遭うわけでございますが、このイノシシは、いよいよもう秋口になりますと、現在山にありますドングリ等を食べるわけですが、それを食べ尽くしますと、出穂間近の水稲を食べたり、あるいは踏み倒したり、収穫前のミカンの食害など、水稲とミカンで大体全体の7割ぐらいに農作物が及ぶというふうに使われております。そのほか、芋類とか、特に春先のタケノコのシーズンになれば、ちょうど地上に顔を出したころのタケノコを、最もタケノコのおいしいところを、得意の嗅覚で探して食べてしまうということをするわけですね。それから、果樹園等ではミミズを食べるための土の掘り返し、それから、荒廃園のカイバカズラの根が好物ということで、土を掘り返したり、あるいは水があるところでは泥浴したりして、荒廃園の近くは特に被害が多いということを知っております。

す。

多良岳山系に生息するイノシシは、猟友会の会長さんに聞きますと、ほとんどがニホンイノシシということで、体重が大きいものでは150キロ以上になる。群れをなして生活して、年に1回繁殖するそうですが、五、六頭の子供を出産するそうです。また、ジャンプ力は助走なしで1メートルぐらい飛び越す。それから、20センチのすき間があれば、くぐり抜けて、鼻で押し上げる力は70キロの石を簡単に動かす、それくらい力があると言われております。

これは農水省の調査によれば、平成13年度、これはまだおとしですが、全国の鳥獣被害面積は20万ヘクタールと言われておりますし、鳥獣害の被害金額が200億円。そのうちイノシシの被害金額が約47億円ということでございまして、シカや猿を上回り、イノシシの被害が全国でも最高額というふうに言われております。

県内のイノシシの、平成13年の被害金額は370,000千円ということで、これも過去最高になっておるようでございます。地区別に申しますと、伊万里市が92,000千円、唐津市が66,000千円、多久市が42,000千円ということで、非常に被害が多いということですね。

県では猟友会にお願いをいたしまして、被害防止に努力されておりますけれども、ことしから県も、農家の狩猟免許取得を支援する事業にも取り組んでおられるようでございます。鹿島では平成9年6月より、鹿島・藤津地区有害鳥獣広域駆除対策協議会を設立されまして、平成11年からは佐賀県全域でイノシシ駆除緊急対策事業も、猟友会の皆さんに取り組んでいただいております。

そこでお伺いしますが、1点目は鹿島の被害の状況、被害金額はどれくらいあったのか。これはことしはわからんと思いますから、去年13年か14年、わかればお願いしたいと思っております。

それから、イノシシの駆除、13年、14年どれくらいされたのか。

それから、県では今、この農家の狩猟免許について支援するというところでございますが、鹿島のこの狩猟免許の取り組み状況についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

それから、4点目は鳥獣害の、特にイノシシの被害の防止対策は現在どのように取り組んでおられるのか、また、今後どのように取り組む考えであるのかをお伺いいたします。

次に、構造改革特区ということで、1回目は農業特区についてお伺いいたします。

構造改革特区とは、法律などのさまざまな規制を緩和し、地域みずから工夫を凝らしたアイデアを実現できるようにするための制度で、地方や地域を活性化させるためのものと言われております。特区のアイデアは個人、団体を問わず、だれでもが提案でき、また、対象となる地域も制限がなく、自由な発想でこれまでにない特区を提案できるようでございます。

国の構造改革特区推進室では、平成14年7月26日から8月30日までに第1次の提案募集が

行われまして、426件の構想が提案されておりますが、そのうち農業関係が94件提案されております。各省庁で規制緩和の特例措置が認められれば、新たに申請できるわけで、第1回の申請で117件、第2回の申請は、この前8月29日に認定書が交付されているようでございますが47件、合計いたしまして、第1次提案募集で164件が認定されております。また、平成15年1月15日に締め切られた第2次募集では、651件の構想が提案されており、特例措置が認められた地域は、ことしの10月より、来月から申請の受け付けをされるそうですが、なお、第3次募集は平成15年6月30日に締め切られて、これは280件の構想が提案されているようでございます。

6月議会で、中村雄一郎議員、山口両議員が質問をされまして、中村議員の答弁に市長は、やる気のある市町村に権限を移譲する。これは古川知事の「まだら分権」とあわせて検討したいと、こういうことを答弁されておりますが、ぜひやる気を出して取り組んでいただきたいというふうに考えております。

そこで、私は提案したいと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、イノシシの被害は深刻でございます。本当に農家は深刻でございます、ぜひ有害鳥獣被害防止推進特区というのを提案していただきたいというふうに考えております。

これは事例ですけれども、和歌山県はイノシシの被害が深刻で、農作物の安定収入が得られないということで、有害鳥獣被害防止推進特区を第1次募集に提案され、認定されております。この中身はどういうことかと申しますと、狩猟免許を持たなくても、箱わな、囲いわなによる捕獲を行えるもので、鳥獣保護法を規制緩和したものとなっております。ただし、これはだれでも捕獲できるわけではなく、免許所持者が捕獲を行うグループに1人以上いるということが条件となっているようでございます。また、大分県も6月30日に締め切られた第3次募集に、有害鳥獣被害防止推進特区を提案されているようでございます。

ところで、鹿島市内には、鹿島鳥獣保護区、多良岳鳥獣保護区、浄土山休猟区などが設けられておりますけれども、特に、この浄土山休猟区はもう畑あたりと近いわけでございますが、一般の狩猟期間が11月15日から翌年の2月15日までとなっておりますが、この間は狩猟ができないわけですね、休猟区でございますから。

そこで、お伺いいたしますが、休猟区の規制緩和、それから、和歌山県等の箱わな等のこういうのも含めて、有害鳥獣被害防止推進特区を提案する考えはあるのかどうか、これは11月に第4次募集がありますから、その辺、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、次に大きな2点目の土砂災害、これは急傾斜地崩壊対策ということでお伺いいたしますけれども、皆さん方も御承知のように、ことしの7月には熊本県、特に水俣市や鹿児島県、長崎県で豪雨による土砂災害で22名の人命が失われております。県内でも、土石流危険溪流に指定されている場所が3,068カ所、それから、水俣市宝川内と同じような予想被

害が最も高いⅠランクは1,760カ所もあるそうです。県では急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所も含め、本年度23億円の予算をかけ、溪流の堤防整備や急傾斜地の崩壊対策を実施し、現在、整備率が24%と、こういうふうに言われているようでございます。

そこでお伺いしますが、1点目は鹿島市内では、急傾斜地等の危険箇所は何カ所ぐらいあるのか。これは民家が下にあるところですね。それから、2点目は現在までの取り組み、それから整備率がどのようになっているのか。それから、3点目は今後の取り組みはどのように考えておられるのかをお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、5番議員に第1回目の質問にお答えしたいと思います。項目的にかなり多岐にわたっておりまして、順を追ってお答えしたいと思います。

まず初めに、米の政策大綱についての今後の進め方ということで、スケジュールについてお尋ねがございましたので、この点については、先ほど議員申されますように、去年の12月に一応改革が大枠決まりました、具体的に15年に変わってからスケジュール的に進めるようにしておりますけれども、現実的に今、内容的にまだはつきりしていない部分が多々あります。そういうことで、予定といたしましては、一応9月から12月ぐらいにかけて、まず、この大綱の内容について、それぞれの農業者、また集落、関係機関等に説明をしていきたいというふうに考えております。

それから、これにはもう一つ、地域水田の農業ビジョンの策定というのがございます。先ほど議員申されますように、この大綱が進められようとする中身について、どうその地区でとらえていくのかというのを定めなければなりません。それを今からつくり上げていくということになります。

中身的に申しますと、地域水田の改革の基本的な方向性、この地域における方向性ということと、もう一つは具体的な目標、例えば作付を何をやるかとか、販売はどういう形でやるのかという形がございます。それから、ビジョン実現のための手段ということで、今度新たにつくられています、産地づくりの対策の補助金というのが交付される予定でございますので、これをどのような形で使っていくのかということと、最後に担い手を今後どういうふうにつくっていくのかというのが、この中に盛り込まなければならない事項でございます。先ほど申しましたように、このビジョンづくりを12月に策定して、来年の1月ぐらいに決定し、それから、いよいよ16年度の作付面積の配分等について、来年の1月から3月にかけて実施をしていきたいと思っております。

それからあと、メリット等については、部長の方からお答えしたいと思います。

次に、食の安全と地産地消、スローフードの推進ということで、トレーサビリティの取

り組みということでお尋ねがございました。これは、内容的には先ほど議員が事細かく御説明いただきましたので、御存じのとおり、平成13年の9月にBSEの発生により、この牛肉の消費の急激な落ち込み、また、そういう被害、管理の部分ということが大きく取りざたされまして、それについての対策としてできております。

このトレーサビリティというのは、生産工程の履歴という略がされておりますけれども、先ほどずっとする説明されたように、生産する過程において、どのような工程で消費者の口に届くかという部分を履歴をしなければならないということでございます。そして、この実際の取り組みとしては、今既に法でなされたとおりに、その前段として、もうこの牛肉に対しては、その取り組みを今実施をしているところでございます。

それから、次の安全・安心な農産物づくりの取り組みということで、有機食品の検査認証制度ということでお尋ねでございます。これは以前、福井議員の方からもお尋ねがございましたけれども、現在、鹿島においては2件、2人の方がこれを受けておられます。その補助金というのは、今のところ市では対応しておりませんが、今後、こういう流れに安全・安心の部分で、方向的にはなるというふうに思います。

それから、特別栽培農産物認証制度についてということですが、これは先ほど申されましたように、県の制度として13年から出ております佐賀県特別栽培農産物認証制度ができております。これは5項目になりまして、まず、無農薬で無化学肥料、それから、無農薬で減化学肥料とか、減化学肥料で無化学肥料とかいろいろなパターンでございます。これは6項目ですが、そういう形で実際されている方が該当をするという形になります。

これは、市内では今のところ、ナスを栽培されています1人の方と、今、申請が出ていますが、間もなくキュウリの方と合わせて2人ということになります。そして、もう一つは、精米業の方が鹿島の場合は2社が指定されております。これは、そういう品物を精米して出しますというふうな認証を受ける形になります。そういうことで、今進んでいるところでございます。

あと、次のエコファーマーの認証制度についてでございますけれども、これも平成11年7月に制定されて、知事の認定が必要ということで、基本的には土づくりで化学肥料、特に窒素分を2割以上削減するとか、化学肥料で散布の回数を1回以上削減するというふうな、一つの取り組みをなされているところということで、今、JA佐賀みどりのトマト部会の皆さんたちがそれに取り組みをされております。

ここの中で一つ今あるのは、例えばこういう取り組みをいろいろして、商品をつくって、実際出したときに、じゃ、それが市況でそれだけの価値が反映できているかというのも一つでございます。だから、ここの部分でせつかく手をかけてしていただいても、市況に出れば同じ扱いをされるということでは、なかなかこれがふえていかないという部分もございまして、ここの部分が今から、どう販売の過程でやっていくのかというのが一番問題だろうと思

いますし、これの普及も一番重要なポイントじゃないかなというふうに思っております。

だから、先ほど言いましたように、例えば、トマト部会全体でこれを取り組んだら、このトマトについてはそういう一つのあれができるんですが、1人でしても、なかなかそれを売る場所というのが非常に難しいというのがございます。

それから、次に行きますと、地産地消とスローフードの取り組みということの中で、直売所の現状ということでございます。これは、鹿島市内には8店舗の直売所ということでございます。あと2店舗は土曜、日曜の開設とかいうふうに今取り組んでおられますけれども、加工所が8カ所、この点については県内でも有数な、数多く鹿島では取り組みがなされています。

ちなみに、鹿島で取り扱われている販売額で言いますと、直売所の方が267,000千円程度が年間取り扱いをされています。加工所では14,800千円程度、それから、もう一つは鹿島青果の中で、鹿島から出される品物ということで、この分については624トン、121,000千円程度が鹿島青果取り扱いということで、基本的には鹿島に流れ出ているという形になるかと思えます。

それから、あとイノシシの問題なんですけれども、これは先ほどから申されますように非常にイノシシ被害が大きゅうございまして、例えば、昭和62年では県内の被害で39,000千円程度でありました。これが平成14年、昨年ですが、416,000千円という金額になっています。大半が先ほどありましたように果樹、水稻が7割程度ということになります。

それで、捕獲頭数でございましてけれども、県内で平成13年8,500頭、平成14年で1万675頭ということで、私自身この頭数を見て非常に驚いたわけですが、これは一つの計算式でいきますと、この被害額を減らすためには毎年、県内で1万頭以上とらなければ被害額は減っていかないと言われております。そういう意味では、1万頭以上のイノシシを毎年とり続けなければならないという現状がございまして。ちなみに、鹿島市におきましては、平成14年度被害額が20,900千円ということで、捕獲頭数が170頭ということになっています。

今後の取り組みを含めてですけれども、今、鹿島藤津地区の有害鳥獣広域駆除協議会ということで、太良、塩田、嬉野、鹿島の方で取り組みをやっております。ここの中では、先ほど申されますように、狩猟のための学習会や講習会なども開催しながら、特に今後は農家による自衛対策として、電気牧さくの設置や猟友会による銃、わなでの駆除による防止対策ということで、その辺あわせて免許を取っていただくような講習も含めてやっております。

取り組み状況からいきますと、平成15年に鹿島市では、電気牧さくを50セット、くくりわなを10台を一応購入をする予定にしております。

それから、さっきの特区の問題でございまして。有害鳥獣被害防止推進特区ということで提案していただきました。この点については平成14年度末に、県で同様の内容で特区の申請をなされております。それで、環境省との具体的な協議をなされた中で、今、県の取り組み状

況の部分と比べてみて、最終的には余り進展、メリットがなかったということで取り下げをなされて、県としては今の形で進めていきたいというふうになっております。

それから、急傾斜地の崩壊の対策についてということでございますが、農林関係の部分で申しますと、今、取り組みをしているのが県単の農林地崩壊防止事業というので、取り組みをやっております。これは人家が2戸以上直接被害が及ぶものとか、それぞれ河川とか、公共用地に被害を及ぼすおそれがある部分ということで、県が80%の補助で、市と地元受益者ということでの負担割合で実施をして、11年度には3件予定をしています。ことし、先日の被害で、1件だけ申し出が今来ておりますので、今後の対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

5番の橋爪議員さんの米政策改革についての中での、農家にとってメリットがあるのか、それと、中山間地域及び兼業農家はどうかという2点についてでございますが、関連しますので、一括してお答えしてまいりたいと思います。

メリットとって考えれば、すぐに答えが出ないというのが非常に難しい、そういうふうを考えております。ただ、これまでの減反政策を継続していけば、日本の農業は世界の中で立ち行かないんじゃないだろうか、そういう観点の中から今までの政策でメリットがあったのか、こういうものを検証する中で今回の改革ということが出てきた、そういうふう感じております。

今回の改革のポイントの一つ目が、需要に応じた米づくりを行うことというふうになっております。消費者は今安全とか安心、そういう食を求めています。きれいな棚田の中での生産された米とか有機肥料や無農薬、その中でできた米を、また水車を利用してゆっくりついておいしい米を求める、そういういろんな付加価値のついたものを求められております。それにこたえる米づくりをしている人につきましては、やはり高い収入を上げておられる。今までのように、減反政策によって、ある面では収入を保障されたような感じはいたしますけど、消費者はこれには満足をしていないんじゃないだろうかという感じの中で、国民の米離れに拍車をかける、そういうことではいけない。やはりたくさんとれてくれる米をつくれれば、減反とかなんとかも要らないんじゃないだろうか、そういうことを感じております。

ポイントの二つ目が、それぞれの地域の水田農業のあり方と産地づくりについてのビジョンをつくることということになっております。やはり、この政策を受け入れるとすれば、農家と農協、そして行政がじっくり話し合っ、鹿島市における水田農業のあり方を決めていかなければいけません。農家と農協、行政がそれぞれの役割を分担しながら、米づくりの上

手な人は、より売れる米づくりを、また野菜や花、果物づくりの得意な人は、その土地に合った作物を面積や銘柄を設定し、土地利用を調整し、生産コストを下げるための機械や施設の共同利用等による合理化、それから、生産から販売までの一元化、付加価値のつく生産体制をつくること、今回の米改革を成功させることにつながっていくというふうに思っております。この米政策改革をやめて、これにかわりまして、農家に安定をもたらすものがなければ、やはりこの政策を成功に導くために、精いっぱい努力していくことが私たちの努めであると思えます。

量から質、安全、信頼、情性から発想と工夫、個人から集団へと、そういうふうな変化がありますので、情勢の判断が必要であります。高齢化、後継者不足等の多くの課題もありますが、ポイント2で申し上げました集落営農体制等をつくり上げていく中で、中山間地や兼業農家の対策も含め、10年、20年後の、そして将来の鹿島市の農業の確立に向けた取り組みを進めていくということになります。これを推進する過程で生まれてくるのが、相互理解、あるいは郷土の精神、そういうものによりまして昔の村社会、あるいは村文化の再生、人づくりや地域コミュニティーづくりという副産物も生まれるものと考えておりますし、メリットのある米政策改革へと進めてまいりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、5番議員さんの土砂災害のうち、急傾斜地崩壊対策についての御質問にお答えいたします。

まず、鹿島市内に危険箇所がどの程度あるのかという御質問についてであります。平成14年度佐賀県土木部土砂災害危険箇所調査によりますと、危険箇所のうち、土石流の危険箇所と地すべりの危険箇所を除きます、急傾斜地に限りました危険箇所を申し上げますと、被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所で、鹿島市で78カ所でございます。1戸から4戸ある箇所で221カ所ということで、計の299カ所という調査結果になっております。

なお、この箇所数につきましては、これまで何らかの安全防止策等をとった箇所も含まれておりますし、先ほど農林課長からありました農林地崩壊防止事業で対応してきたところも含まれております。

次に、これらの地域へのこれまでの対応についてであります。この急傾斜地に限りますと、これは危険箇所のうち、斜面の崩壊により被害の生じるおそれのある人家が5戸以上、要するに78カ所が対象になるわけですが、これにつきましては、国庫補助事業の急傾斜地崩壊対策事業とか、県の単独事業であります急傾斜地崩壊防止事業の採択要件を満たす箇所につきましては、地元からの要望があり次第、それらの事業が県主体の事業でございますので、県へ要望を上げて事業実施をお願いいたしているところでございます。

次に、これら防止対策事業の対象となります、市内78カ所に対しましての現在までの整備状況でございますが、国庫事業と県単事業と合わせまして、全部で現在まで33カ所、率で言いますと42.3%で事業完了、もしくは着手をいたしているという状況でございます。

最後に、今後どのように対応していくのかについての御質問についてであります。急傾斜地の崩壊防止事業につきましては、事業の対象となる危険箇所を持つ地元の幾つかから、今までも当然要望がっております。先ほど御報告あるにもかかわらず、先ほど御報告させていただきまして42.3%という整備状況でございます。なかなか整備が進んでいないというのが現状でございます。このことから、私たちといたしましても、これは大きな課題であると考えているところでございますので、地元からの要望があり、事業採択の要件を満たすものにつきましては、議員御質問の御趣旨を十分に踏まえまして、地元と一緒に、県への要望等を行っていきたいと考えております。

なお、ことしでしたけど、国庫事業の要件を満たしていると考えられます箇所につきまして、8月に地元の方へ、この対策事業にのって防止対策をとられる考えはないかということで意向調査を行いました。その結果といたしましては、6カ所から要望するというところで回答をいただいております。そこで、県の方へは、そのことを報告して、対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

5番橋爪議員にお答えいたします。

学校給食における地産地消の実績ということでございます。

平成14年度の鹿島市給食センターにおける地産地消、県内産の割合は34.6%となっております。うち市内産は21.9%となっております。消費割合が高い食材はキュウリ、ホウレンソウ、タマネギ、キャベツ等でございます。逆に少ないものといたしましては、ジャガイモ、ニンジン等でありまして、この食材につきましては、ほとんどが県外産となっております。

ところで、先ほど議員の方からありました、ふるさとの食の日の支援事業、年10回実施するようにいたしておりますが、1学期につきましては3回ほど実施をいたしたところでございます。その結果の県内産の消費割合、これは第1調理場のみでございます。小学校の調理場ということになります。消費割合は県内産が51.5%となっており、そのうち市内産は37.1%となっております。

参考までに、ふるさとの食の日の3回の副食のメニューを幾つか紹介しますと、肉ジャガ、キュウリの昆布あえ、タマネギカレー、アスパラガスのサラダ、ゴーヤチャンプル、ナスと

カボチャのみそ汁などとなっております。玄米の購入につきましては、平成14年度の実績、鹿島市の需要量は約3万2,000キロ、32トンでございますが、鹿島市農協よりほぼ同量を購入いたしておるところでございます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目を質問したいと思います。

まず最初に、米政策改革の関連でお伺いをしたいと思います。県が米の生産調整対策として、2000年度から5カ年計画で取り組んでおります、地域間調整円滑化対策事業が順調に進んでおるといようなことで、今年度の調整面積は、目標は大体500ヘクタールということであったそうですが、482ヘクタールが実施できたということでございます。

これは、中山間地で米をつくるかわりに、平たん地で大豆をつくるという制度で、これにより双方の所得が確保できて、調整面積拡大がスムーズになったというふうに言われております。具体的には、中山間地が米をつくるかわりに、10アール7,500円を拠出しまして、これに県が7,500円を加えて、大豆をつくる平たん地に支払うという制度で、県内では5市27町が取り組んでいるようなことを聞いております。この制度によって、中山間地の農家にとって米以外につくるものがなく、棚田を守るためにもありがたいという市町村が多いといようなことを聞いております。ただ、今回の米改革では、生産調整が現行の面積配分から生産目標を配分する方式になるため、この制度のあり方をめぐる議論も今後必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

それから、米政策改革についてお伺いしますが、先ほどからもちょっと説明をしていただいておりますが、今後の地域農業の振興を考える上で重要な役割を果たすのが、各市町村で策定をする地域水田農業ビジョンじゃなかろうかというふうに思っております。ビジョンを策定する地域水田農業推進協議会は、市町村、あるいは農業者、農業者団体等で構成をされまして、今日の米政策改革に当たっては地域の作物戦略、販売戦略、水田利活用、担い手の育成、助成金の使い方など将来の方向性を明確にしたビジョンを平成16年度に作成するというようになっておるようですが、これは先ほど説明もちょっとあったわけですが、ビジョン策定がこの産地づくり交付金を受ける要件となっているようでございます。平成15年4月までに、ことしの4月までにもう既に約2割の市町村がこのビジョン作成に着手したといようなことも聞いております。

そこで、お伺いをいたしますが、まず1点目は、鹿島での地域間調整円滑化事業に取り組んでおられるのか、県の事業。そして、今後どのような対応を考えておられるのか。

それから2点目は、同じ市内で平たん地と山間地があるわけですが、やっぱり山間地に米をつくって、平たん地に大豆をつくってもらうような、こういうような指導はされているのかお伺いします。それから3点目は、地域水田農業推進協議会というのが、これはつくらにやいかんという説明があったが、こういうものはつくっておられるのか。現在の取り組み状況、先ほどもちょっと説明ありましたが、お願いしたいと思います。

次に、トレーサビリティの取り組みについては、牛肉ではやっているというようなことでございましたが、全国の米穀協会、これはJAの全農等が運営する、今度は米のトレーサビリティにことしから動き出しておりまして、このシステムは生産者が出荷した玄米袋に、検査段階でバーコードをつけて管理し、生産者、銘柄、年産、等級、農薬、肥料等の栽培履歴を流通業者や消費者がインターネットを通じて知ることができる仕組み、こういうふうになっとなるわけですが、米のトレーサビリティについては、昨年12月に決定した米政策改革大綱表にも盛り込まれておるようでございます。

今年度の政府予算も国の補助事業として約884,000千円が予算化されておりました、これを受けて、今、全農では、このシステムに参加するJA、あるいは卸業者等を募集されておりました、現在トレーサビリティの推進が図られているようでございます。また、各地区で信頼される農産物の流通を目指して、栽培履歴の記帳に取り組んでいるところも非常に多いと聞いております。そこで、この米のトレーサビリティの取り組み、今後どのように考えておられるのか。それから、鹿島での非常に農産物の多い果樹、あるいは野菜のトレーサビリティの取り組みをどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

次に、地産地消とスローフードの推進についても御説明をいただきましたが、ずっと前、山口議員も質問されたようでございますが、このスローフードというのは、消えていくおそれがある伝統的な食材や料理、質のよい食品、あるいは酒、こういうものを守っていくということ。それから、二つ目は質のよい素材を提供する小生産者を守る。それから、三つ目は子供たちを含め、消費者に「味の教育」を進めるということだそうでございますが、1986年、これはイタリアのブラという小さな町で始まったと言われております。言いかえれば、その土地の伝統的な食材や調理法を守ること、昔ながらの味や食の多様性を維持しようとする運動ではなかろうかと考えておるわけでございます。

8月24日の西日本新聞に、これは昨年だったですかね、鹿島にも講演に見えました東京農大の小泉武夫教授が『これでよいのか、食と農、地産地消が育てる郷土愛』と題して掲載されとったわけですが、ちょっとここで紹介しますと、「食と農の問題を解決する方法として、地産地消とスローフードを併合した運動の展開と実践が大事じゃなかろうか」ということで提唱されております。

すなわち、地方にある県の農産物はその県民が主として消費し、おのおの家庭も学校給食も、町の食堂、あるいはレストランもその土地の農産物を食べる。すると、農家は海外の

農産物と競合することはなくなり、食べる人には安全、安心、おいしさを提供でき、食糧自給率は飛躍的に上昇し、農家の収入は安定してきて、農林水産業への魅力は高まる。農家に現金が入りますと、そのお金は自然と商業界にも流れ、地域経済循環システムが構築され、不況の日本は地方から活況を帯びてくる。これをすべての県で実践すれば、その効果は著しく上がり、強い日本は再生される。また、昔ながらのスローフード感覚で、地元の食材を食べるのであるから、子供たちは日本のすばらしい食事を認識することになり、そこから郷土愛まで生まれるであろう。この構想を先生は大分県民とともに実践をしている。地方の時代は、その実態がよくわからないままの現状だが、地産地消とスローフードの推進こそ、真の地方の時代ではなかろうかと、こういうふうに新聞に載せておられましたが、一つお伺いします。鹿島では今後、先ほども説明ちょっとありましたが、地産地消とか、あるいはスローフードの推進をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、有害鳥獣、特にイノシシについて説明もいろいろしていただきましたけれども、現在、捕獲報奨金というのが1頭とりますと5千円か出してもらっているということを聞いております。市が半分、県が半分ということで5千円。猟友会も「もう少し出してもらえればなあ」という話もちよっと聞くわけですが、太良町では、合併も近くせにやいかんわけですが、現在1頭に10千円出しておる。脊振村は20千円出しているということですね。鹿島は5千円ですから、佐賀県も1万頭ばかりとつぎにやよかという説明もあったわけですが、やっぱりもう少し太良町に合わせて10千円ぐらい報奨金も出せるようにできないかということをお願いしたいと考えております。

それからまた、先ほど対策として電気牧さくを推進しているということで、去年は50基、くくりわなが10基と説明がありましたけれども、今JAで鹿島地区の16年度の電気牧さくの申し込みがあつているようです。県の補助金が50セットということになっているようですが、既に申し込みがもう100基ぐらい来ている。だから、もう遅かった人は17年度しか来んばいという話ですね。これだけ被害が多いということを認識しておられますから、この電気牧さくじゃ、追い払うだけですけれども、被害はこれで回避できると思うわけですね。そういうことで、50基というものを、ぜひもう少しふやして、申し込みを全部16年度でできるように何とかできないか、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、これだけ有害鳥獣の被害多くなっておりますが、有害鳥獣被害防止対策事業補助金というのが3月に提案をされまして可決しておりますが、14年度が1,333千円、15年度が1,495千円ということになっておりまして、わずか152千円、14年よりも15年は増額をされております。それで16年度は、これから12月ごろ計画されると思いますが、ぜひこの市内だけでの補助金も、もう少しふやして、やっぱりこれは抜本的に対策をとっていかないと、ますますイノシシの被害はふえるんじゃないかというふうに考えておりますから、その点もひとつぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それから、次に農業特区について説明がありましたけれども、県では取りやめになったと、こういうことで説明がありました。この特区の申請は県がせにゃならんじゃないわけですね。これは個人でもできるわけですから、もちろん市でもできるわけです。ぜひ私は市でお願いしたい、そういうことをお願いしているわけです。県が取り下げたないば、市でないとな、ぜひ取り組みをしていただきたいと考えておるわけです。その辺もひとつぜひお願いしたい。

ただし、もう一つお願いしたいのは、有害鳥獣被害防止推進特区、これは和歌山県が認定されておりますから、内容がこの和歌山県と同じ内容であれば、提案する必要はないそうですね。もう真っすぐ申請ができるそうです。そういうことで、ただし、申請できるのは地方公共団体に限るということになっておりますから、これは市役所がすればいいわけですから、ぜひ提案が市でできなければ、和歌山と同じような申請をしていただくようなことは考えておられないのか、お伺いいたします。

それから、全般的な構造改革特区ということで、農業に限らずお伺いしますが、第1次募集に提案され、認定されたものはいろいろ先ほどからありますように岩手県、山形県、秋田県から提案されていたグリーンツーリズム特区、あるいは遊休農地再生特区、岩手県遠野市の日本ふるさと再生特区、山梨県勝沼町のワイン産業振興特区、和歌山県の有害鳥獣被害防止推進特区など164件、第1次募集が1回目、2回目合わせて164件が認定されておるようです。それからまた、6月30日に締め切られた第3次募集には、大分県安心院町のハウスワイン特区、それから有害鳥獣被害防止推進特区ですね。それから、福岡ではアジアビジネス特区とか、長崎県は島交流人口拡大特区とか、熊本県玉名市は新幹線開発特区、あるいは宮崎県の焼酎特区など、全国で280件が提案されております。

県内では、鳥栖市の九州物流特区というのが出されたそうですが、これは認定できていないようでございます。ただ、伊万里市の発電特区が提案されていたようですが、第2次募集に提案されまして、伊万里市の発電特区が内定しているそうです。来月、10月の正式申請に向けて計画策定を進められているというようなことを聞いております。

ここで事例をちょっと紹介したいと思いますが、もう既に皆さん方は読まれた方も多いたと思いますが、7月21日の佐賀新聞の「ろんだん佐賀」に構造改革特区ということで載っておりますが、この方は樋渡啓祐さんという方で、武雄市出身で総務省におられて、ことしの4月から大阪府の高槻市の市長公室長に赴任された方がこういうふうに書いておられますね。大阪府高槻市に着任して3カ月がたった。職員の頑張りで一つの大きな成果が生まれた。それは、政府が呼びかけている構造改革特区である。私の頭に浮かんだのはアイデア勝負ということでお金がかからないことなど、いいことづくめ。お金がかからんということですね。早速、市長、助役に相談し、いろいろな場を通じて、全職員に特区提案を呼びかけ、自分でもアイデアを出そうと努力した。これを受けて、早速若手のボランティアグループが結成さ

れ、私も仕事が終われば、この生きのいい仲間と現場を見たり、関係団体からヒアリングを受けたり、時間を忘れて取り組んだのが懐かしい楽しい思い出である。その結果、わずか1カ月という短い期間に、20の提案が寄せられ、最終的には四つの提案に絞った。内容は、高槻NPO特区とか、消防職員措置権付与特区、それから、放置自転車対策特区などでございます。

6月末の第3次募集に提案されたそうですが、記者会見したり、市のホームページに掲載されておりまして、非常にこの反響が大きくて、いろいろ反響があった。中でも一番うれしい反応は、「市役所がこんなに頑張っているとは知らなかった、提案がかなうように期待している」といった数多くの市民からの電話やメールがあったそうでございまして、今これらの提案で、古巣の、これは総務省ですかね、中央省庁と激論を交わしているが、9月の政府決定が楽しみ。第3次募集の発表は9月にあるそうですかね。

そういうことで書いてありますから、一応、鹿島もぜひ市でこの構造改革特区、これは農業関係じゃなくても、全部、ぜひ取り組んでいただく考えがあるのか、ひとつお伺いしたいというふうに考えております。

次に、土砂災害対策についてお伺いしますが、先ほどから説明をるるしていただきまして、42%程度改善ができておりますが、やっぱりこの県の事業、あるいは国の事業にしましても、もう年に何カ所かしかないわけですね。これも、いつ災害が来るかわかりませんから、できるだけ多く、要望も6カ所あるということですから、ことし一遍に6カ所ぐらいするくらいの気持ちで、ぜひひとつ取り組んでいただければと考えております。その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それで今、この災害が起きるおそれがある地域にとって危険区域や、あるいは避難ルートや避難場所などを地図に明記したハザードマップというのが県には作成されていると聞いておりますが、鹿島では、その辺をどのように作成されているのかお伺いいたしまして、2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

5番議員さんの2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、米の政策改革の中で、地域間調整円滑化対策事業の実施状況ということでございます。これは鹿島の場合は、平成14年度、嬉野の方との調整を行っておりますが、4ヘクタール、平成15年度については12.5ヘクタールということで、これも嬉野の方と調整を行っております。市内では今のところ、その調整を行っておりませんが、今後このことについてどうなのかということでございますけれども、そういう調整も必要になってくるかと思ひます。これについては、先ほどの農業ビジョンの中でも検討していきたいと思ひますが、一つは今

まで大豆をつくったときには、補助金が出ておったんですよ。そういうことで、今度その辺が施策大綱の中で見直しがあっっています。だから、そういうときに、大豆をつくった部分と米をつくった部分との農家に入る収入の部分で比べてみますと、一概にそういかない部分が出てくるんじゃないかなという感じもしていますので、そこの辺を検討しながら、今後していきたいというふうに思っています。

それから、地域推進協議会の立ち上げの状況ということでございますけれども、これは従来、鹿島市水田農業経営確立推進協議会という形で、市長をトップに、議会、それからJA佐賀みどりと農業委員会、それから各地区の区長会、生産組合長、それから農林事務所普及所など、県の関係と協議会を設立しておりました。それで今回、政策大綱で大きく変わったのは、先ほど議員申されましたように、今からの生産調整を含めたスケジュールについては生産者、並びにその団体が、やっぱりこう決めていかなければならないというふうな大綱になっております。そういう部分で、じゃ、市長がトップになっとなつていいのかという部分ももう一つあって、この間の7市の担当課長会の中では、できれば農協の組合長が、そういう先頭に立っていただきたいという要請もあっていますので、その辺も含めて、今後協議会の内部については検討しながら、早急に決定していきたいというふうに思っています。

それから、トレーサビリティの取り組み状況ということで、先ほど肉については取り組みやっていますという話をいたしました。その他の作物についても、現在、JA佐賀みどりさんの方で施設園芸、それから米、果樹等についても、各種部会の中でそれぞれ様式を統一したり、また、月1回の集約をしながら、積極的にこの安心・安全については取り組みをしていただいております。

それから、地産地消とスローフードの取り組みについてということでございます。これは先ほど御紹介申し上げましたけれども、このスローフードの取り組みというのは、議員申されますように、消えゆく、忘れられるおそれのある伝統的な食材というふうな部分、その部分を残していこうということと、子供を含めて味の教育を進めていくということでございます。特に米については、先ほど政策大綱でもありましたように、昭和47年には1人120キロ、2俵食べていた米が、平成13年度には64キロ、半分になっています。そういうことでも大きく米の消費というのは少なくなっていますし、その後、人口の減、また、それぞれ食材の多様化が言われながら、非常に米に対する部分が減っているということもございます。

そして、もう一つは核家族化なり、また特に一概に言えませんが、女性の社会進出等によって、夕食の準備を含めて、なかなか手間の込んだ部分がしづらい現代があるようです。そういう部分で、その生活の中から、この食事を見直していくということが今後一番大事になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

特に今、教育の方で言われていますように、「食育」という部分で、子供たちを含めて、そういう取り組みを今後やっていかなければならないというふうに思っております。新日本

型食生活という形で、今後、旧来の日本の食事を手間をかける形で残していくという方向をとっていきたいということと、もう一つは生産過程と、子供たち含めて接触できる場の提供、これは学校ではそれぞれやっていますし、また、ふれあい農園等も含めて、そういう部分も今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、イノシシの対策でございますが、これは先ほど15年度分を申し上げましたとおり、50セットを予定しています。16年度につきましても、一応予定としては50セットを要望する予定でございます。先ほど捕獲報奨金の、太良と違うという部分ですが、これは実際、今市町村合併で事務方の打ち合わせをする中で、確かに5千円と10千円というのは違います。だから、これをどう統一していくかという部分で話をしたところでございますけれども、下げる部分と上げる部分の話が出まして、今後その辺、決定していきたいというふうに思っています。

それと、もう一つはその狩猟をする人、免許を取っている人が、これは県内でも一緒なんですけど、年々減ってきております。そういう部分でなかなか捕獲というのが困難になってきているのも実情でございます。

特区については、部長の方からお願いしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

全庁的な特区の取り組みはどうしているかという御質問でございます。

6月の定例会におきまして、市長は、「現時点で鹿島市ですぐ構造改革特区を取得する必要があるか。具体的に住民からの要望もあっていない。県知事が言う「まだら分権」とあわせて議論を深めたい」といった見解を申し述べました。その後、私も担当課とも、折に触れて話をしておりますが、既存法律の範囲内でできるかできないか、ここらあたりの判断などがなかなか難しい問題でございまして、これといった論議になっておらないのが現状でございます。

なお、権限移譲につきましては、全庁的に検討をいたしまして、単純に法律の条項ごとに1件と数えました場合は、13件の権限移譲を7月30日に県あてに回答いたしましたところでございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

5番議員さんの有害鳥獣等に関する被害地区の特区ということについて、お答えしてまいりたいと思います。

鹿島市においては、先般の法改正によります自衛のための箱わなの設置というものが可能

になりましたので、それと有害鳥獣駆除につきましては、市長の許可権限でございます。そういう面一切を含めてまいりますと、特別に特区ということは設けないでも、現行法の中の対応が可能という判断はしております。

ただ、イノシシの活動は、先ほども議員がおっしゃられますように、非常に広範でございますので、鹿島市はしないけど、太良とか、塩田とか、嬉野がするということになれば、またその段階では考えていかなければならないというふうに思います。今度の自己防衛のための法改正につきましても、箱わなは可能でございます。ただし、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、指導する者と、それから差しとめをする者ですね、そういうことで1種免許なりを持った者が必ず1人、そのメンバーの中に入るというふうなことでございます。

先般、私も「免許の難しかばい」という話を聞きましたので、一応どれくらい難しいのかということでチャレンジをしてみました、1種免許をいただいてきましたが、そのときも鹿島はやはり少ない。伊万里が一番多かったような感じがしております。そういうことで、課長からもありましたように、協議会の中で、いろんな講習会なり何なりをしながら、自己防衛の範疇でできることを進め、そして、有害鳥獣駆除とあわせながらやっていけば、今の段階では、先ほど申しましたように、現行法の中での対応が可能ということで、特区の申請は考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

土砂災害対策について、防災面からの答弁をさせていただきたいと思います。

「ハザードマップ」、いわゆる緊急避難地図でございます。これをつくっているかというふうな御質問でございます。実は県内の全市町村ごとに、県で既に作成していただいております。これには危険箇所がちゃんと明示されておりますので、もう一回、県にお願いしまして、再度取り寄せて地区公民館、それから区長さん方に配付したいと思います。それによって、指定されている箇所を御認識していただくというふうに努めていきたいと思います。

それとあわせまして、「防災ハンドブック」というのも県で作成していただいております。これは、実は昨年7月に既に各戸に配付をしております。例えば、火災の場合はどうだ、台風の場合はどう、それから、大雨の場合、高潮の場合、地震の場合はこういった防災対策がある。これに従って、防災対策を講じてくださいというふうな内容の防災ハンドブックでございます。それには、また鹿島の避難場所もちゃんと載っておりますので、これは既に配付をいたしておりますけど、また今後考えていきたいと思っております。そのほかに、市報やホームページもあります。そういうふうなことで活用して、日ごろから市民の皆さんへの情報提供ということをひとつ徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

御答弁ありがとうございました。

先ほどイノシシ関係での特区については、もう考えてないということでございます。それで狩猟免許の話も出ましたが、今、狩猟免許を取った方はどれくらいおられるのか、あるいは今後どのように指導をされていくのか、その辺は答弁あっておりませんので、ぜひひとつお願いをしたいと思います。とにかくイノシシ被害を特区にも出さないということであれば、いかにして減らすかということが非常に私、大変だったと思います。収穫直前になって、収穫皆無になれば、本当にもう大変だと思いますので、その点もよろしく御答弁をお願いします。

最後、3回目は市長にお願いしたいと思います。これは農業の振興ということを私は質問しておりますので、この農業の振興について市長にお伺いしますが、6月議会で松尾議員に対して、「鹿島市の農業政策はもう失敗だった。なぜかと言いますと、農業者の所得が上がっていないじゃないか」ということで答弁されました。農業政策の失敗を認められたわけですが、これは鹿島市だけじゃなくて、国の政策も失敗だったろうと思いますが、そういうことでお伺いたしますが、この失敗がどのような考えでおられるのか、失敗の原因とか、その辺をどういうふうにご考えておられるのか、これが1点目。

2点目は、やはりもう販売高も80億円あったものが、今は60億円ちょっとぐらいにこれだけ落ち込んでおるわけですから、基幹産業でありますので、ぜひこの農業の再生、浮揚策、これは6月議会でも何名さんかからは質問があつたようですが、再度ここで伺いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをしていきます。

特区は設けないで、どういう対応をしていくかということだったと思いますが、これにつきましては、今までのように生産組合、あるいはJA、猟友会等々連携を密にしながら、十分に現地調査等をして、対応してまいりたいと思います。

それと、免許取得者につきましては、ことし15年度に取得された者は2名でございます。これまでに取られた方は相当数いらっしゃるということですが、実際、数字はつかんでおりません。（発言する者あり）今後の免許取得につきましては、先ほど課長からもありましたように、協議会等の中では猟友会の指導をいただいて、そして、免許取得者をふやしてい

たい。その免許取得につきましては、課長からもあったと思いますけど、免許受講料の援助等、そういうものを考えながらふやしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、鳥獣被害対策の特区の問題であります。先ほど部長の方から申しましたように、現行法で対応できるということでもあります。ただ、非常に私、皮肉に感じておりますのは、この都道府県知事の権限が市町村長の権限に移譲されたわけですね。これは鳥獣保護の権限が移譲されたわけで、この保護の権限を駆除に行使するという皮肉な結果になるわけでございまして、これはやはり先ほど来御指摘のように、総合的な対策の中で、やはりもう一遍抜本的に見直してやる必要があるというふうな認識を持っております。

それから、この鹿島市の農業政策は失敗であった——これはもうそのとおりでありまして、国、都道府県、市町村と、いろんな対策を今まで講じてまいりました。しかし、ただ1点、私が着眼しましたのは、農業者の所得が上がっていない、この1点に尽きます。やはり、これを今からどういうふうに政策転換を図っていくかということではありますが、たった今御質問されましたので、まとめというふうにはならないかもわかりませんが、今まではその農業者の保護ということが一つ視点としてあったと思いますし、また、生産性の向上、こういうものもやはり大きな視点として、政策的に打ってきたと思うんです。

それから、もう一つは、農を専らの業とする専業農家と、そうでない人たちを、いわば一律的に政策的に扱ってきた、こういうのを思いつくわけであります。やはり今からは、違う視点から、この農業政策というものも考えていかなければいけない。一つはさっきの米の問題で、これは生産調整というものを、国、あるいは、地方の行政が主導的にやってきたわけではありますが、これはもう供給と需要、そういうバランスの中で生産者が主体的にそのあたりを勘案しながらやっていく、こういう自主性を重んじる。したがって、自主性の中からいろんな工夫とか、ああいうものが生まれてこようと思うわけであります。

それから、これはまさしく先ほどの質問の中にございますが、これからの農業というのは安全・安心、例えば無農薬とか、こういう生産品づくり、あるいは、地産地消の問題、それからまた、観光というものとどうかけ合わせていくかという、そういう農業分野以外のものとの掛け算、それから、グリーンツーリズム等、農業というより農業地域、あるいは農家、こういうものの生活にもう1回視点を当てて、そういう自然とのかかわり合いを持ちながら見詰め直す、あるいは都会の人との交流、そういうものを間に置いて、交流を図っていく。こういうふうないろんな画一的な方策というよりも、むしろ今から分散型の方策をいろいろ取り入れながら、総合的に農を業とする人たちが、所得が上がっていくというふうになっていくと思いますので、農業者の方も、今まで土だけを見て耕しておけばよかったという時代

から、もう完全に脱却するという必要性も出てくる、こういうふうには思っております。

いずれにしても、鹿島市は特に、この農業というものは基本とするというふうに鹿島市民、議会と執行部の一つの市是としてやっているわけございまして、力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で、5番議員の質問を終わります。

なお、本日の会議時間はナイター議会開催のため、あらかじめ、これを延長いたします。暫時休憩をいたします。

なお、再開時間はナイター議会として、午後6時からいたしたいと思えます。

午後4時21分 休憩

午後6時 再開

○議長（小池幸照君）

再開に先立ちまして、傍聴者の皆さん並びに執行部に一言お礼を申し上げます。

本日は9回目のナイター議会を開催いたしましたところ、皆様方には夜分にもかかわりませず傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。5階並びに1階ロビーにアンケート用紙を置いておりますので、お帰りの際は市議会に対する御意見なり御批判なりを記入し、提出していただきますようお願いいたします。また、執行部の皆さんには御協力をいただき、ありがとうございます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

こんばんは。10番の北原でございます。きょうは夜分遅く傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。2点について提出いたしておりましたが、その2点について質問いたします。

第1点目は、「人が輝くまち鹿島」、この鹿島づくりのために市民憲章を生かす方策をどうするかということでもあります。一つはネームプレートの効果、市民、職員の受けとめ方がどうであったのか。

2点目は、職員の時間外での活動を、市民としての活動、行動に関してお尋ねいたします。私なりの意見を申させていただきますと思えます。

3点目は、市民憲章のさらなる活用をということでお尋ねをいたします。これは市民のモラルの問題として、あるべき姿を明確にしながら、道徳的規範を市民一人一人が認識を深め、鹿島市民としての自覚をさらに高めていくために、自己反省、私自身の反省とともに考えてみたい。市民憲章を全市民の財産としたいと思っておりますのでの質問であります。

2点目は、高津原区コミュニティーセンター建設についてのお尋ねであります。その第1点目、これまでの高津原の生い立ちから経過について申し上げたいと思います。2点目、その中の一つ、特に7・8水害後の高津原の変化について、また、若干さかのぼりますが、鹿城川——通称水道と呼ばれます——や堤が建設された後の高津原台地の変化と、2番目として、蟻尾山運動公園、207号バイパス事業との関連、つまり覚書と蟻尾山運動公園計画変更との関係についてであります。3点目は、それらについて行政の役割と地域住民の願いということでお尋ねをいたします。行政に対する要望と高津原区内で検討されてきたことをもとにしての、区としての考え方を明らかにしながら、質問させていただきたいと思います。

1点目、市長は桑原市政を進めるに当たって、まちづくりの基本に「人が輝くまち鹿島」を掲げ、その創造に全力を挙げて取り組むと、第4次総合計画推進の柱として提起をされています。そして、その市長のあいさつの次のページには、昭和54年4月1日制定の鹿島市民憲章と市の花桜、市の木キンモクセイがあり、第4次鹿島市総合計画目次の前にあるということが、市の計画を進めるに当たっての基本理念として、鹿島市民憲章は位置づけられていると私は考えるのであります。

つまり、市長が考えられる「人が輝くまち鹿島」と「市民憲章」は同義語ではないか。私は1年前、平成14年6月議会の一般質問の中で「再び心の教育の重要性について」の2回目の質問で、市民憲章の問題についてお尋ねし、市長の答弁をいただきました。

鹿島市民憲章をここでもう一度読ませていただきます。前文に「鹿島市は、多良岳と有明海の自然の恵みによってはぐくまれた伝統ある城下町です。わたくしたちは、「ふるさと鹿島」をより豊かな住みよい都市にするため——このまちは都市という字を当ててあります——に、この市民憲章を定めます。」とあります。つまり、私たちの市民憲章であります。

そして、次に五つの、こんなまちにしようという行動目標が掲げてあります。

1. 花と緑を愛し、伝統を生かして美しいまちにしましょう。
1. 知識と教養を深め、清新な文化のまちにしましょう。
1. 感謝と思いやりの心で、うるおいのあるまちにしましょう。
1. 明るく元気に働き、活力のあるまちにしましょう。
1. 秩序やきまりを守り、安全で快適なまちにしましょう。

というのであります。

その6月議会で私は、これは心の問題だと申しました。花や木、自然を愛し、みずからの教養を高め、文化を創造し、感謝と思いやりのある心、秩序を守り、自分たちのまちを自他ともに誇れるまちにしようという願いを込めた決意の発露であろうと受けとめているわけであります。

私たち議員にも「鹿島市議会議員倫理綱領」というのがあります。この中には、議員として市民全体の奉仕者としての使命や、議会の機能を全うし、市勢の発展と市民生活向上に寄

与するため不断の研鑽に努める、市民の信頼にもとることなく、使命の最善を尽くすとしています。私はこの理念を大切に、議員として、あるいは一市民として、市民憲章とともに大切にしていかなければと思っていますところでもあります。私はこのような観点から、前回の質問をいたしました。市長は「市民憲章の持つ意味は、時代が変わっても生き続け、当てはまると思う。少し具体的に考えさせていただきたい」という答弁をなさいました。

ここで、具体的にどのように考えをまとめられたかというようなことをお答えをいただこうとは思っていませんが、実は質問の1点目、ネームプレートのことですが、これはことしの3月議会で提言いたしました。早速実現していただき、ありがたくお礼を申し上げたいと思います。このことは、それこそ市民憲章の精神を市民の指導者、市長が言われるプロ市民として自覚ある行動規範のもとになるのではと思ったのであります。ネームプレートをはっきりわかりやすくすることによって、市民とプロ市民としての職員の相互信頼が保たれるのではないかと提言しましたが、市民の間では親しみが持たれるとか、お名前がわかって聞きやすい、お尋ねがしやすいなど、とても喜ばれているようであります。職員の皆さんのお気持ちはどうだろうかと思っております。

また、このことがよいこととするならば、同じ公務員の学校の先生方にも広められたらどうだろうかという提言をしたいと思っております。特に、小学校の低学年の子供は、担任の名前は知っているけれども、ほかの先生の名前は知らないというようなことがあります。今日の社会情勢を考えても、学校を一集団と考えれば、このネームプレートをつけるということは有効な手だてではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、このネームプレートについて職員の反応と先生方への広がりをごなされるか、お尋ねしたいと思います。

小さな2点目、職員の時間外での活動のことです。私はこれまで、夏休みのラジオ体操のことについて何回となく質問をさせていただきました。ことしの夏休みもまた、私もほとんど毎日参加をしております。私は高津原在住ですから、高津原のことが中心になると思っておりますが、ほかの部落の様子も見て回ったわけです。教育委員会や生涯学習課の御指導もあってか、年々ラジオ体操の様子が変わってまいりました。その中で、保護者の皆さんが自分たちの手でやろうという機運が見られるようになってきたことがうれしかったのであります。ラジオ体操への子供たちの出席もよくなっています。大人の参加もふえてきました。その中に市役所の職員さん、学校の先生方、県庁職員の方、企業に勤められておられる方などなど、さまざまの方が参加されるようになったということでもあります。高津原では、毎日150名ぐらいの小学生と40ないし50名ぐらいの大人の方の参加が見られました。市役所職員の中には消防団活動にも市役所の職員の方の姿が多く見かけられますが、育友会活動の中にも積極的に参加される姿を見てうれしくなり、これこそ市民憲章推進員として、市民のリーダーとして、プロ市民ではないかと思っております。

3点目は、このようなプロ市民の実践行動の広まりこそ、市民憲章が活かされることになるであろうことを申し添えて、御所見を承りたいと思います。

大きい2点目、高津原区コミュニティーセンター建設についてであります。2点ほど質問をいたしますが、先ほど松尾議員の質問と重なるところがあるかと思いますが、御答弁の方はよろしく願いをいたします。この問題に触れるためには、高津原区のこれまでの状況の変化や、区民や区長はどのように考えながら今日に至ったのか、その経過について御説明を申し上げたいと思います。

高津原では8月19日、鹿島鍋島藩3代藩主鍋島直朝公をしのぶお祭り祈願祭のいわれをずっと受け継いできたこと。特に近年、高津原への移住が増加してからは、歴代区長は必ず7月の評議委員会で区民に対し、高津原が今日住宅地として多くの区民が住めるのは300数十年前、高津原水道が引かれたおかげだ——鹿城川のことです。通称は水道です。

鍋島直朝公の英明さ、当時の土木技師平尾水月、この方は現在の、向こうに座っていらっしやいます保険健康課の平尾課長の7代前の御先祖に当たられる方です。この測量技術の水準の高さ、これが今日の高津原をつくり出したと言っても過言ではありません。高津原には今は四つしか堤はありませんが、当時は五つの堤がつくられております。五つ目というのは、今、吹上荘のあるところ、あそこは私たちは原堤と言っておりました。この五つの堤の仕組みが実にうまくできているというのが今日の高津原をつくり上げている。また、その五つの堤と水路、その水を流す水路、これがまた巧みに交わっておる。

例えば、鹿城川から、まず杉の本という堤に入ります。ここに入るためにはごみも一緒に入っていきますから、そこでごみを沈殿させるようにしてあります。その水が同じ高さで、今度は親子堤の上の堤、親子堤、御存じでしょう、上の堤と同じ高さになっておりまして、その堤から西堤の方に落とされるようになっていきます。杉の本堤から真っすぐ観覧堤にも落とされるようになっていきます。杉の本から小さい西堤の上の堤、その間にもう一つ下に落ちる水路がありまして、それも真っすぐ観覧堤の方へ行くようになっています。西堤から観覧堤へ、それから杉の本堤の入り口のところに小天瀬というのがありますが、そこからも直接観覧堤の方へ入る。そして、そのそれぞれの堤から各、今、高津原に水路が走っておりますが、その水路に水が流されるというふうになっているわけです。しかも、一つの観覧堤の線は鹿城、鹿島のお城に水を送る、今の堀の方に水が行くようになっております。あとは高津原の区民が、その当時は農業用水として使うための水路であった。今はその水路が活かされて、たくさんの方が住めるようになった、私はそういう一つの歴史を物語っているのがこの水路だというふうに思うわけでありまして。

鹿城川、約4キロ、五つの堤に水を流し込み、区内の水があつてこそ、昔は農業用水であったのが、今日では各家庭の雑排水用の水路との共用化を皆さんに知っていただくために、区長は7月の評議員会になると、それを皆さんにお伝えする、そういうことをやってきてい

たわけであります。

昭和55年12月、佐賀新聞に「火のある風景」と題して、この歴史的事業を解明してくれていますが、その中にもありますように直朝公のころ、足軽組70戸余り高津原に居し、住んでですね、一戸に宅地約5アール、家禄として4石5斗、別に知行として36町、中村に給与されとあり、これが高津原の集団としての農村集落が形成され、さっき申し上げました鹿城川水路、堤工事が完成されて、その後、高津原に大体田んぼが50町ぐらい、畑が50町ぐらいと言われるまでに開拓をされたのであります。

昭和20年の終戦の年、当時の公民館長さんのお話ですが、「高津原に128世帯、70戸余りであったのが終戦の年で128世帯、昭和30年ごろになりますと、200戸ぐらいであったのが、37年の水害後、区内にどんどん住宅が建ち、昔と比べて水田は半分ぐらいになった」。当時の区長さんは高島明さん、元市議員さんが、このように佐賀新聞に言っておられます。

続けて、この高島さんは、「鹿島でこんなに変わったところはないでしょう。新しい人が次々に入ってくると、区民の融和をどう図るか、農業用水路の確保、生活排水の処理、207号バイパスの問題や、農家は自分の家で食べる分の水田は確保しようとしているが、どうなるのか」と、こういう心配をされておりました。昭和55年ですから、今から23年前、今日で1,000世帯を超え1,061世帯、3,074名の居住区となっています。このように大きくさま変わりを見せている高津原台地であります。

この間、蟻尾山総合公園建設事業、あるいは207号バイパス工事が進められ、農地はさらに少なくなり、農村の形態さえなくなりつつあります。現在では、高津原区内には水田は約8ヘクタールぐらいと言われております。農家は先祖代々愛着を持って、この水田や畑を守り育ててきたわけではありますが、それでもこの蟻尾山総合公園事業に関しては、市が一生懸命やるならば区民として協力はせんばということで、当時ミカン畑であった私たち農家は、共同でミカンの機械の利用組合をつくっておりましたが、それも解体して、ミカン畑はほとんど運動公園になってしまったわけであります。

この総合運動公園に関しては、当時の馬場市長と高津原区は、平成元年10月27日に覚書を取り交わし、地元として事業には協力をする、行政としても区民の要望にこたえたいとして、部落公民館について建設可能な助成事業を検討するということを約束していたと思います。このことは覚書の中に書いてありますので、ごらんいただきたいと思います。

その後、市長初め行政当局は区内の農業の振興、あるいは交通体系の整備、生活環境の整備、観覧ため池等整備事業など区民の要望にこたえていただき、住んでよかった高津原、この住んでよかった高津原という言葉は、前区長の黒田隆氏の口癖でありましたが、その実現に御努力をいただいたことに感謝をしているところであります。207号もことし12月18日全面開通となることに決まり、蟻尾山運動公園も野球場周辺整備、ナイター照明が終わると、ほぼ完了といった段階に入っています。区民の一人として、御当局に対して敬意を表すると

ころであります。

高津原区といたしましては、もう一つ、区の公民館建設が今、区民の一大関心事であります。高津原の現在の公民館は、昭和36年、鹿島小学校が明治44年建設であります。その古材を調達して建築された建物であります。建築素材は92年を経過しており、昨年、琴路神社の二百十日の祈願祭のときに、鉦浮立奉納のために子供や区民の皆さんが集まっていたわけですが、このときに公民館の床が落ちまして、幸いけがはなかったからよかったです。9月15日には敬老会をしなければいけませんので、あたふたとやらなければいけなかった経過があります。また、ことしは台所や事務所がシロアリに食われて、これまた応急手当て。幸い、これまで1人のけが人もなかったのですが、これが敬老会のときでもやっていたら大ごとだったと、区の役員一同苦慮してきたところでもあります。

平成5年ごろからだと思いますが、区民の中から総会の折に、高津原の公民館は手狭で何もできないではないか、総会を委任状で成立させるのではおかしい。敬老会も狭くて窮屈などの意見が出されて、当時の黒田区長も平成7年の総会で、建設に向けて検討したいと提案し、いよいよ動き出したわけですが、当時はまだ何らかの補助事業がありはしないか。これは松尾議員も先ほどおっしゃっておられましたが、行政と相談してみたり、あるいは風光明媚な観覧堤に古城公民館をと、敷地を640坪、建坪350坪という壮大な企画をされてみたり、そういう検討をしてきたこともございました。しかし、これは日の目を見ることはありませんでした。平成11年になりまして、いよいよ補助事業がないということが明らかになって、建設検討委員会30名を組織され、検討に入ることになったわけでもあります。

その後、この検討委員会では、さきの計画図をもとに適正規模を模索し、当初は282坪を観覧堤湖上から運動広場の建設に変更し、さらに282坪では大き過ぎる、区民戸数の半数を上回るくらいが適当ではないか、いろいろな催し物、あるいは親子の触れ合い活動、老人の憩いの場、あるいは講演会、浮立の練習などなど、さまざまな活動ができる場、いわゆる多目的ホールは備えよう、しかもその最小限度を約82坪とし、建坪総面積を203.43坪として最終事業計画としたようであります。

その間、観覧運動広場が農林水産省のため池等整備事業によって整備された関係で、そこに公民館建設は目的外使用になり、補助金の返還問題が浮上してまいりました。コミュニティーセンターとして運動広場を補完的に利活用するために、農村活性化施設利用計画書を提出いたしまして、区民の利用状況を農政局に御理解いただく手続きをしながら、ことし4月、建設検討委員会を建設委員会に切りかえることを評議員会に御了解いただき、7月に具体的に場所、面積及び区民負担を示しながら、持ち家12万円、月額2,000円の5年、借家600円を5年、36千円の御負担をお願いするという提案をして、8月24日、臨時総会を開いていろいろ御意見が出されてきましたが、結果として総会議決として提案が可決されたわけ

であります。

少しくどく経過を申し上げましたが、問題解決はこれからだと思っております。17年に着工して、18年完成を目指しての取り組みですが、クリアしなければならない課題がたくさんあるようであります。

建設予定の場所ではありますが、これは 207号バイパスの交差点、吹上の交差点ができるわけですが、そこからもうすぐ近くで、市民や、あるいは区民の利便性が高く、さっき市長が申されましたが、第1種低層住宅専用地域であることもありますけれども、風光明媚、高津原の観覧堤のところから有明海から上ってくる、ゆうべが十五夜さんやったですよ、おとといかな。今のお月さん、十五夜のお月さんを見るなら、高津原の観覧堤から見た方が一番きれいだと、中川課長のところから見ると、観覧の堤にお月さんが映えて、とてもきれいだそうです。

また、市との覚書や、平成11年1月、蟻尾山運動公園整備事業の一部の変更に伴う体育館建設中止によって高津原が寄せていた思いが壊れてしまった。これに対する対応、あるいは市の人口の10分の1を抱える大部落であるということへの対応。先ほど松尾議員の質問に対して中村生涯学習課長は、高津原区の公民館は自治公民館の補完的役割も果たすと心強く言っていましたので、私たち高津原区民も一部落にとどまらず、全市的立場で考えている。これは今まで運動公園なり、あるいは 207号バイパスに高津原の区民が寄せてきた思いですね。あるいは、これは市がやることには協力をせんばと言ってきたわけでありますから、そういうことでもおわかりだと思います。区民はそういう気持ちを持って国道 207号、運動公園、水害後の高津原、そういうものを理解しながらやってきたわけであります。こういうことをぜひひとつ心に置いていただいて、御当局の御配慮をよろしく願いたいしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

まず1点目の市民憲章を生かす方策をということで、まず御答弁を申し上げたいと思います。

市民憲章の精神、これを基本にして、まちづくりに取り組んでいこうという趣旨の御提言だと思います。その中で、まずネームプレートの効果についてですが、ことし3月議会での北原議員の方からの御質問の中で、自覚ある行政マンとしての資質を身につけるために、大きなネームプレートにしてはというふうな御提案がなされました。早速、市長から指示を受けまして、ことしの7月から特別職を含め全職員、この名札でございますけれども、これを着用いたしております。着用率ほぼ 100%でございます、ほとんど抵抗なく着用できたというふうなことでございます。市民の方の反応もよくて、名前が大きくてわかりやすい、そ

れから、何々さんとすぐ言えるようになったとか、反応はまずまずだと感じております。

それから、職員の意識の変化についてでございますけれども、大きくなったということで、まずつけ忘れがほとんどありません。それから、市民に対しての対応もより充実してきたというふうに感じております。

それから、職員の時間外での活動をということですが、先ほどラジオ体操に関して、市の職員も積極的に参加しているということで、お褒めの言葉をいただきましたけれども、このことでは常々市長から、地域に帰れば地域と一体となって、例えば消防団活動、それからPTA活動、それからサッカーの指導、何でもいから積極的に参加するようということをおっしゃって、例えば消防団のことなんですけれども、このことを一つ例にとってみますと、現在、市の職員が40名消防団に入っております。で、頑張ってもらっております。ここ数年、この40名という数字を維持してきているところでございます。

それから、新採職員が入ってきます。そのときの研修でも、必ずこの地域での積極参加ということは市長初め言ってきてもらっておりますし、このことは着実に浸透してきているという認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

10番北原議員の御質問にお答えいたします。

学校現場においてもネームプレートの着用をということでございますが、学校における教職員のネームプレートの着用につきましては、既に明倫小学校では、平成3年の学校開校当時から名札の着用をいたしております。また、東部中学校におきましては、昨年度から市と同じようなネームプレートの着用をいたしております。これまでは学校の獨性にゆだねております。市職員の着用の際には、ある学校の校長先生より、学校でも実施をしてほしいとの要望があったのも事実でございます。

現在、学校では地域社会に開かれた学校づくりを目指してございまして、地域の方々に教職員の氏名を知ってもらうことは、確かに意義があるものと考えております。市内には約250名の教職員が在職いたしてございまして、これから学校の現場の声、理解、予算を含めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、北原議員の2番目の質問、高津原区コミュニティーセンター建設について

申し上げます。

まず、議員が言われました平成元年10月27日付の覚書は、鹿島市長と高津原区との間で交わされておりまして、その中に「蟻尾山総合公園事業の事業遂行に当たっては、地元関係区の方々の御理解と御協力が不可欠であると考えます。御提出がありました要望書につきましては、貴区の御事情を十分に考慮しながら、今後、誠心誠意御要望にこたえていく所存でございます」とありまして、その中の一つとしまして、周辺整備について、部落公民館については、建設可能な助成事業を検討すると確かにあります。また、蟻尾山の総合公園の建設計画で、当初は体育館も予定されており、完成後は高津原区の皆さんが総会、敬老会、それから育友会など多数の区民の方々が集まるのに利用できるとなっていたものが中止となったのも事実であります。そういうことからしまして、これまでの経過というものを十分に踏まえ、積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

答弁ありがとうございました。

ネームプレートのこと、あるいは市民憲章に関してのことではありますが、実は私は、流れとしては大分よくなってきているというふう実感として持っています。しかし、本当に市民全体に浸透しているかという、必ずしもそうは言えない。せっかく今回、鹿島市環境基本計画というのを出していただきましたので、この中でちょっと中を見てみましても、例えばボランティアの活動なんか、海の森事業にしても、あるいは有明海の清掃の問題にしても、これはもう環境と直接かかわりがあるんですよ。

あるいは、町内での様子にしてもあるわけですが、この中で8ページの環境の問題について、山の環境、それから生き物と環境というのがあるわけですが、上の、この山の環境に対しての「やや不満」「不満」という人たち、これの4、5、「やや不満」「不満」と答えられた理由ですね。何かというと、「不法投棄が多い」というのが男性で92、女性51、「ごみが散乱している」、男性63、女性40。これだけ見ても、こういう数字が出ていること自体、もう本当に気づいておられるということはすごいことだけれども、それだけ気づかなければいけないほど、まだ意識としては非常に市民の市民憲章の意識は徹底していないね。ほかのところを見ても、やっぱりそういうことが言えるわけです。

まちの美しさに対して、「やや不満」「不満」と答えられた中身を見ますと、「空き缶やたばこの投げ捨て」、男性112、女性64、「町並みが整っていない」、男性93、女性57、鹿島はこれほど気づきがあるまちなんです。そうしますと、もう時間がありませんので、くどく申しません。これを本当に市民全体の問題にするためには、もう一度全家庭にこの市民憲

章を配ったらいかがですか。意識改革は私はそういうところからしか始められんのではないかと思います。

もう一つお願いをしたいのは、せっかく市報があるわけですから、頭のところにずっと毎号、市民憲章だけは載せておく。そして、全体のすべての市民が意識づくような、それは私は同じように、小学校、中学校の子供たちにも同時にやっぱり道徳教育なり、あるいは福祉教育、実践教育をやるわけですから、そういう中でも子供のときから浸透させていく、それが教育の根幹に据える、そこまで私はやっていただきたい。そうしないと大人になったときに忘れてしまう。子供のときからずっと。もうそれこそ鹿島市はこれだと言われるくらいにやっていただきたいものだ、そういうことを申し上げておきたいと思います。

2点目のコミュニティーセンターの問題であります。

松尾議員に答えられたのからすると、中村課長、少しトーンが下がったなと私は思っています。確かにさっき私はくどいように高津原がどうやってできてきたのかということを上げました。これはずっと前から農業に携わりながら、田畑を守り、あるいは家を守り、部落を守ってきた人たちが田畑を手放し、そして市に協力してきた。それは一市民として、自分もやっぱり果たさんばいかんという気持ちがあるからです。自分の愛着心もあるわけです。家に対する愛着もある、土地に対する愛着もあるけれども、鹿島市民としての愛着もあるわけですね。そういうものを私は高津原の皆さん、これほどこの皆さんだって同じだと思うんですよ。それは市がすんないば、市民生活がよくなるないば、おどんも少しないとん手伝いばせやと、公民館建設だってそうだと思うんですよ。自分の金を出さんぎにや、よか公民館はでけん。人の金で相撲はとられんという考え方はだれだってあると思うんですよ。そういう意味では、やっぱりこれだけ高津原の蟻尾山公園に対して、ここの図面のほとんどは、もう高津原の人と若殿分の人の協力があったからこそ私はできたと思っているんです。

また、住宅地もそうですね。水害後の高津原の変化、これは西峰団地ができてから、旭ヶ丘団地ができて、それこそあつという間に1,000世帯に変わってきたわけです。そういう高津原が住宅化してきた。そのことを踏まえると、やっぱり私たちは、さっきも申し上げましたように、これは区民として市に協力するという事はやぶさかじゃないわけですよ。ですから、何とかやっぱり高津原公民館つくったら、それは市が使わせてくれと言えれば使わせませよ。しかし、本来、本当は地区公民館があって、私たち部落の公民館があるというのが、これは筋論としてはそうなんですから、そこが私はやっぱり逆転しているなと思います。私はそういうことは言いません。ただ、高津原の公民館としてつくりたいわけです。そうすると、今まで市は覚書を交わしてみたり、あるいは運動公園の利用計画を変更するときにも、やっぱり同じようなことを言ってきておられるわけですから、そのことについてはぜひこたえていただきたい。

これは臨時総会のときにいろいろ御意見ありましたよ。ぎゃんまで太うつくらじにもよか

じゃなかなとか、あるいは、なし今、ぎゃん不況のときに、ぎゃんとばつくらんばなんとなとか、あるいは役員が勝手にしたんじゃなかととか、行政にさすつぎよかやつかとか、あるいはこの負担が大き過ぎるとか、いろいろ意見があったんです。しかし、考えてみてくださいよ。1,000世帯、3,000人の者が、例えば火災が発生したときに避難するとなると、それだけのものがやっぱり必要なんですね。あるいは区の総会をするのに今までは、委任状を出して、来んごとしてくれ——こんな総会ありますか。そういうことをせんと高津原はできなかったわけです。何とかやっぱりここで、本当の、本来の姿に帰りたいというのが我々の願いなんです。

建設委員の皆さん、これはもう数年前から検討に検討を重ね、先進地も視察をしていただいて、そういう中からこれだけのものをつくろう、一部落ですけれども、失礼な言い方もわかりませんが、古枝と匹敵するだけの戸数があるわけですよ。世帯数があるわけですね。そういう部落でありますから、何とかもう少し前向きな答弁をぜひお願いしたいと思います。私はもう課長はよかです。市長、市長の答弁をお願いして、終わりたいと思います。どうかひとつよろしくお願いします。（「行政は公平性を忘れんごとしてください」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ネームプレートの御提言をいただきまして、早速実現しましたが、ただいま課長が申しましたように、職員、そう抵抗もなくつけているようですし、また、市民の皆さんにも評判がいいということで、私もほっとしておるところであります。

それから、市の職員が地域でいろんな面で頑張っているということを、例を挙げて言っていただきましたが、かねがね、先ほど課長が申しましたように、まず市の職員はプロの行政マンたれと、プロの行政マンとは事務屋じゃいかん。地域のことを一番よく知悉をしている、鹿島の市の職員がこの鹿島の政策をみずから立案する、そういう能力を持つことこそプロの行政マンだということを申しておりますし、同時に、行政マンは地域に帰れば一地域人たれということを言うておりました。私自身も以前と比べれば、かなりいろんな分野に積極的に職員も地域で活動してくれるようになったなという実感を持っておりまして、このことは今後もお督励していきますし、頑張ってもらえるものと思っております。ありがとうございます。

それから、この市民憲章の中で、ごみ問題等について、まだアンケートで汚いと思っている人もかなりおられるということではありますが、一つの比較をしてみたいと思いますが、まず時代的な、時間的な比較としましては、これはデータを持ち合わせておりませんが、10年前とすれば、かなりまちもきれいになったんじゃないかと思えますね。

例えば、蟻尾山なんかは一番上の展望台のところなんか、もうごみがいっぱいありまして、本当にカラスがつついて散乱していたという状況であります。私はあそこに行ったら、ちょっと落ちとったら自分で拾える分は拾って、自分の手に負えない分はすぐ担当課に指示をして、掃除をさせるようにしておりますが、今は以前と比べればかなりよくなってきたなという感じがしておりますし、また、ごみの問題に対する対応の度合いといいますか、ランクづけがありまして、全国の670幾つの市のうちで、鹿島市民はごみ対策に全国でいい方から8番目にランクされていると以前も紹介をしたと思います。また、区長さんたちがみずから責任を持ってごみを出すために、住所、氏名についても記入をしていこうという運動をしていただいておりますし、そういう意味では以前より大分よくなったと思いますが、なお不十分であるということでもあります。

それから、もう一つは、ほかの国とちょっと比較するようなことを私何遍か体験しておりますので申し上げますが、これも前言ったかと思いますが、韓国とガタリンピックを通じて交流しておりますが、鹿島市の印象はどうでしたかと申し上げますと、いろいろありますが、必ず二つは、やっぱり最小公倍数というんですか、最大公約数というのがありますね、それはまず一つは、「山に木が多い」ということを言われます。御存じのように、韓国はもう山には木が余り生えていませんし、もう一つが、「まちがきれい」、これはごみが少ないという意味です。まちがきれいである。そういう比較の問題を考えながら、今の御質問、御指摘をお聞きしておりましたが、なお、こういうものについては、やっぱり努力をしていかんやいかんと思いますし、市民憲章を市報に毎号載せたらどうかという御提言もいただきましたので、これは早速検討させていただきたいと思います。

さて次に、高津原区コミュニティーセンター、いわゆる区の公民館の建設についてでございますが、まず2点の要素を御指摘いただきました。人口が多い、少ないというのは、この際ちょっと私は申しません。といいますのは、西牟田もかなりの世帯数もありますし、ほかとの部落の兼ね合いということがございますので、この点については私は触れませんが、2点、御指摘のようにあります。

第1点目が、蟻尾山運動公園をつくる場合、当初の計画は体育館をつくるということにしております。その付帯施設として集会場等もつくりますので、高津原の人はそこを利用していただいているですよ、お約束じゃないですけどね、そういうことを言っておりました。これが公共事業再評価委員会にひっかかりまして、ここまで過大な投資はいかんということになりまして、そして、この体育館建設を中止して、今の予備グラウンドというふうになったわけでございます。こういうお約束を地区とはしていたということが第1点。

それから、第2点目が、先ほど申されましたように、当時の馬場市長と高津原区の間で交わされました覚書。覚書といってもこれは約束であります。この蟻尾山公園は、間もなく完成をするようになります。これは高津原の人たちの全面的な協力があって完成をすることが

できたとは思っておりまして、この場をおかりして、高津原区には感謝申し上げる次第でございます。

そういうことで、全面的に蟻尾山公園の建設については、高津原区としては協力をすると、約束はもう 100%果たしていただきました。次は市の方が高津原区に対して約束を守る番であります。そういうことで、この高津原の公民館の建設については、通常、新築の場合 2,000千円補助をするということになっておりますが、これはそれ以外に、その二つの約束を今度は鹿島市の方が区に果たすという意味で、今、来年度の実施計画の策定にかかっておりますが、その中で表現をいたします。金額も恐らく入る表現になると思いますので、そういうことで、ここで私は約束をしたいと思います。

そして、折しも今、太良町との合併問題を抱えておりまして、私としてはこれは絶対完成させたいという気持ちでやっておりますので、この合併の前に、現在の鹿島市と高津原区の約束は何らかやっぱりその合併の前に表現をして、合併後の新しい市に引き継ぐべきだという意味合いも込めまして、来年度の実施計画に表現をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

10番よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。

以上で、10番議員の質問を終わります。

次に、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番議員の福井でございます。夜も更けてまいりましたけれども、最後までおつき合いをよろしく願いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きく分けまして三つの項目でございまして、一つが市町村合併による活性化の方策を探るということ。もう一つが、JR九州の存続の問題。それからもう一つが、中村区、組方のし尿処理場の問題について、この三つの大きな問題につきまして、今から質問させていただきたいと思います。

まず、市町村合併による活性化の方策ということで最初に質問させていただきますけれども、市町村合併の論議は、国が進める交付税ですとか、補助金の削減ということと、合併した場合の財政処置をどうするかということを中心に議論が行われているわけでございますけれども、市町村の運営にとりまして、財源の確保ということは最重要課題でありまして、その論議は当然のことだと思っております。

将来、地方交付税が減額されますと、当然、行政運営に支障を生じまして、このまま何もしないで手をこまねいていましたら、行政サービスが低下するという市民生活に大きな影響があると思います。それを防ぎますには、まず、経済を活性化するということで、市民生活

を豊かにする。その結果、税収がふえるということが一つ。それからもう一つが、行政のスリム化、効率化を図らなければいけないというふうに思っております。その手段の一つが市町村合併ではないかなと私は思っております。

経済の活性化につきましては、6月議会の一般質問の中で質問と提案をさせていただきまして、今後もこの問題には私、取り組んでまいりたいつもりでございますけれども、今回は住民自治の向上を目的とした質問をさせていただきたいと思っております。

今現在、鹿島市と太良町の合併につきまして、法定合併協議会の場で貴重な時間を割いて議論をしていただいております委員の皆様、本当に御苦労さまでございます。心から感謝申し上げます。私は法定協議会の中での決定というのは一議員、私個人の考えといたしましては、これは必ず尊重しなければいけないというふうに思っております、これは当然のことでございます、私は当然決定に従うつもりでございますけれども、そのことを踏まえての質問でございます。

一つが、行政区の取り扱いということで最初に質問をさせていただきますけれども、市町村合併で自治体の規模が大きくなるということは、もう一つ逆を言いますと、細部まで目が行き届かずにいくこともあるんじゃないかなというふうに思っております。そのために何が必要かといいますと、住民自身でできることは住民が行い、行政でしかできないことは行政が行う、どちらか一つでできないときは、住民と行政が一緒になって何かを行う、これが住民自治だと私考えておりますけれども、その住民自治を強化するという観点からの質問をさせていただきます。

まず一つ目、8月12日の法定協議会の中で、行政区の取り扱いということで、これは多分決定事項だと思いますけど、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に再編の必要性を検討するというふうな結論になっております。この再編の必要性ということは、例えば鹿島市当局といたしまして、どのような再編を考えておられるのか。今、太良町と合併協議をしている中でございますから、このことに触れるというのは非常に微妙なことだと思いますけれども、お考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

まず、鹿島市で84区です。太良町で55区、合計139区の行政区がございます。同一名称が大野、川内、中尾、本町、そして鹿島、太良も矢答という同一名称の区がございます。また、もう一つが、行政区の規模が1,000世帯を超えるところと1けた台の区がある、ある意味で不均衡な状態にあるとも言えるかも知れませんが、今、合併が協議されているときに、この問題については非常に触れにくいですが、また、各区の地形ですとか、歴史ですとか、伝統とか、慣習なんかがありまして、このことを話すということは非常に難しいことだとは理解できるのでございますけれども、こういうことを解決していくことも合併の目的の一つじゃないかなと思いますので、このことについて鹿島市としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、質問の二つ目でございます。これは住居表示の問題でございまして、現在、鹿島市の住居表示がどのようになっているかといいますと、卑近な例で私の住所のことで申し上げますけれども、私の住所は鹿島市大字高津原3937の3という数字でございまして。ところが、私は高津原区ではございませぬ。西牟田区なんでございまして。私の住居の裏——裏と言ったら怒られるんですけども、新町の方から言わせると、うちが裏というふうにおっしゃいますけれども、私の裏と言わせていただきますと、裏は新町でございまして。新町の通りを隔てますと中牟田でございまして。このように大字高津原と言いましても、いろんな区が入りまじっておりますと、ある意味で非常にわかりにくい。浜地区は多分違うと思っておりますけれども、ほかの地区でも大体大字何々で、下に何もつけずに真っすぐ番地というふうな表現になっているんだと思っております。私も大字何々で、例えばどこか住所を探すというときに、非常に苦労するんですよ。わかりにくい。多分郵便局でも同じような苦労をなさっていると思っておりますし、ほかの方で何か届け物をするとか訪ねていくと、特に鹿島以外から来られる方たちというのは、その住所だけで訪ねてくることのできるんかいなと私は心配するくらいでございまして、鹿島がわかりにくいと言われる一因になっているのではないかなと私は考えております。

そこで、これは私の提案なんですけれども、例えば私、鹿島ですから、鹿島町でも鹿島でもいいんですが、鹿島町西牟田何番地というふうに変えていただくと非常にわかりやすい。

もう一つが、住居を街路に表示するというのも必要なんですけども、これも含めての鹿島のわかりにくさを解消するという意味で、住居表示をこういうふうに変えることができないかなということで、二つ目の質問でございます。

それから、質問の三つ目でございますけれども、合併協議の中では事務所の位置については、多分きのうの結論で総合支所方式になったというふうにお聞きいたしております。住民自治の強化という観点から考えますと、鹿島市の例で言いますと、鹿島市は六つの地区がありまして、六つの地区公民館がございまして。先ほど松尾議員の質問の中でも、鹿島の鹿島公民館はどこにあるかわからんとかいう話もあってございましたけれども、私はこの住民サービスの強化という観点から、地区公民館の機能の強化をした方がいいんじゃないかというふうに考えております。

例えば、市役所の今現在、窓口でございます市民課、できたら福祉課なんかですね、市役所に来て、いろいろな手続をされているんですけども、合併を機に、これはひょっとしたら合併の効果じゃなくて逆の方になるのかわかりませんが、この地区公民館でいろいろな手続ができるようにすれば、住民にとってもっと便利なんですね。今、各公民館に多分、主事さんが1人と、あと何人かの職員さんたちがいらっしゃるという状態なっていると思っております。その方たちだけでは当然足りないわけですから、職員を増強するという形も出てくるんじゃないかなと思っておりますけれども、このことにつきましても、ぜひお考えがあればお答え

をいただきたい。

これはちょっと手前みそな話でございますけれども、松尾議員からも鹿島公民館が非常にわかりにくいと、鹿島地区公民館はわかりにくいという話でございましたので、ひとつ商店街の活性化という観点から考えますと、例えば商店街の中に公民館があればいいなど。ただ、私は新設をしてほしいと言っているわけじゃございません。現在ある建物で、もしあいているところがあったら、そこを公民館にしていただければ、それで十分だと思っております。そこに人がおいでいただければ、商店街を歩く人たちも少しはふえるのではないかなというふうに思っておりますので、このことについてのお考えをお聞かせください。

それから、合併につきましての4番目でございますけれども、現在、消防団ですか、交通指導委員会ですが、ほかのいろんな、いわゆる住民がなさっているいろんな組織がございます。これは特にきょうは自治消防について質問させていただきますけれども、これはまだ法定合併協議会の中では議論をなされていませんので、予断を与えるようなことを言ったらいけないのかわかりませんが、鹿島市・太良町じゃなくて、ほかの自治体の合併協議会の中の場合、例えば一つの市に幾つか集まってくる消防団員の数がどっとふえると。これは多過ぎるんじゃないか、減らそうかどうかという議論があるということ、ちょっと小耳に挟みました。ところが、私が考えますに、例えば鹿島市と太良町が合併をしたというときに、例えば距離と時間、交通状況というのを考えたときに、もし大規模な緊急事態が発生したとき、いわゆる消防署と自治体と警察だけで対応ができるのかなということも考えられるんじゃないかな。将来は合併した場合に、消防団というのは一つの市の消防団だと思いますけれども、私の考えといたしましては、消防団員の数を減らすということではなく、十分大規模な災害に対応できるような消防団を維持していただきたいなということを思います。このことについてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、大きい2番目でございますけれども、長崎本線の存続ということについて質問させていただきます。

今から約10年ぐらい前になります。長崎新幹線ができるかわからんということになりました、その場で長崎本線が、いわゆる新しい新幹線ができる場合の並行在来線ということになるということで、JR九州から経営分離されるという事態になりました。そのとき、長崎本線存続期成会というのを立ち上げていただきまして、これは行政でもやっていただきましたし、民間でもやりました。私も市民の立場で署名運動などに携わった者の一人といたしまして、今からお聞きいたしますけれども、鹿児島新幹線が八代―鹿児島間が大体開通したという状況の中で、次が長崎新幹線だという話が出てきたんですね。こういう状況になってくると、再びそのころの状況にまた陥るのではないかなという危惧をいたしております。

そこで、一つ質問がございますけれども、現在、長崎本線の利用状況ということでお聞きしたいと思いますが、長崎本線を利用して通勤、通学しておられる方が今どれぐらいいらっしゃる

しゃるのか。例えば、10年前と比較して、今現在がどれくらいふえているのか、減っているのかということの一つお聞きしたいと思います。

それから、もう一つが自動車を利用できない方々の交通手段の問題ということと、もう一つが特急を利用して観光ですとか、ビジネスの形成、経済の活性化の問題があると思われる。鹿島市唯一の高速交通手段なんですね。福岡市まで1時間以内で行けるというのは、実はもうJR九州の特急しかないんですよ。車で行っても、どう頑張っても1時間以内で行くことはできませんので、この鹿島唯一の交通高速手段を残すために、今後どのような運動展開をしていくかということに実はかかっているんじゃないかなと思っています。

これにつきまして、鹿島市は、例えば今まで過去においてどのような運動を展開されてきたのかということと、長崎本線を存続するための大きな理由の一つというのが、やはり長崎本線を利用する方たちがふえなければ、なかなかJR九州を説得しにくい。今現在、複線化ということが交通問題対策委員会の中で話をされておりますけれども、複線化を提案するにいたしましても、こっちが乗降客が増加していないという状況の中で、例えば複線化を提案するという事は、非常にこれは説得力に欠けるんじゃないかなという気がいたします。

そういうことにつきまして、6月議会のときに北原議員から複線化の問題で質問があったのを読ませていただきましたけれども、その中で市長の答弁が、7市の市長会議で緊急提案をされたとか、九州市長会で長崎県との共通要望をされたということでございましたけれども、私がお聞きしたいのは、今からやはり乗降客をふやす、そのことで長崎本線の必要性をアピールしていくと、複線化の必要性をアピールしていくという手だてが必要じゃないかなと思います。そのことについてのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

次が大きい項目の3番目でございます。鹿島藤津し尿処理場についての質問でございます。

これは私も近隣に住んでいる一人として、ちょっと質問が非常にしにくい問題でございますけど、まず8月22日の朝日新聞と23日の佐賀新聞の報道によりますと、し尿処理場のデータの改ざんが行われたということが判明いたしました。隣接して居住いたしております住民にとりまして、新しい処理場が完成いたします平成9年だったと思いますけれども、それまでのにおいと鹿島川を流れる排水、ちょっとどす黒いような排水が流れていました。そういう状況が思い出されまして、いわゆる処理場に対する、ある意味での不信感というのが生まれましたし、環境に対する不安感というものもわいてきました。またあのころに戻るのかなと、その報道を見て思ったのは事実でございます。

また、平成4年には、実はその新しい処理場ができる前の段階ですけれども、処理場をあそこに移してくんさいという陳情をしたということもお聞きしております。いわゆるし尿処理場建設に関しては、地元地区で反対意見も多数あったという状況の中で、処理場の建設場所がやはりほかになかったということと、し尿処理というのは市民生活に欠かすことがで

きない施設であります。あと、におい等の環境面をちゃんと整備されるということであれば、もうあそこで、ある意味では仕方がないということですが、つくってくださいということになったと思っております。

そういう状況の中の報道だったものですから、近隣の住民にとっても大変ショッキングな出来事でした。この問題につきましては、9月議会の冒頭に市長から説明がございましたし、また、全員協議会の場でも詳しい説明がございましたので、もう大体私も理解しているつもりでございますけれども、また、あのし尿処理場の議会の中でもこれは審議されておりますので、今さらここでいろいろ議論することじゃないのかわかりませんが、やはり近隣の住民にとりましては、このデータですとかなんとかということ、どういうことなのか、まず質問の一つ目でございますけれども、データが、いわゆる改ざんという言葉は余りいい言葉じゃございませんけれども、ある数値よりもちょっと上に上がっていたということが、どういうことなのか。これが市民生活に与える影響がどれくらいあるのかということ、これだけはちょっと詳しく教えていただきたい。

今後、このような事態が起きたとき、やはり住民に速やかに教えていただきたい。いわゆる情報公開を早くしてほしいということでございます。

それから、今後、そういう事態に陥ったとき、データの改ざんという意味じゃないですよ。いわゆるデータが上がったりということがあったとき、どのような処理をなされるのか、この3点についてお聞きしたいということで、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、福井議員の1回目の御質問にお答えをいたします。私の方からは、市町村合併にかかわる問題、質問事項についてお答えをしたいと思っております。

まず、市町村合併による活性化の方策を探るの第1点目、行政区の取り扱いについてお答えいたします。

行政区の取り扱いにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、8月12日の第5回合併協議会で議論がなされ、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に再編の必要性を検討することで承認されたところでございます。これは合併後に再編の必要性が生じた場合に検討していくということで、合併後に必ず再編を検討することにはなっていないということでございます。ただし、先ほど言いましたように、同一名称の地区の取り扱いにつきましては、今後の調整事項として残っているということでございます。

次に、これに絡んで住居表示についての考えということを問われましたけれども、この会議では、特にその点については議論はされなかったし、また、専門部会とか幹事会の中でも

特にそういう議論はなされていないところでございます。いわゆる、この合併協議会というものが、例えば1市1町が合併するためには、その1市1町の相違点をどう調整していくかということ。それから、合併するためには何をしなければいけないとか、そういう点が基本的な協議事項だろうと思っています。そこで、合併に際してこうしたらどうだろうかというふうなところまでは、なかなか議論はできないという状況になっております。

以上が行政区の取り扱いについてのお答えでございます。

それから、市町村合併による活性化の方向性を探るの第2点目、地区公民館の活用でございますが、合併担当課という立場から答弁いたしますと、このことは新市の事務所の位置の取り扱いにも少し関係がございますし、具体的には協議項目の14番目、行政体制と組織、機構の取り扱いの中で議論されるべき事項かと思っております。確かに地区公民館に一定の窓口業務を移譲すれば、住民にとりましてはやはりサービスの向上につながるという面は確かに否定できないと思っております。しかしながら、合併の大きなねらいの一つでもあります行財政のスリム化という視点からとらえれば、各地区公民館には相応の職員の配置が必要となるために、問題が残るのかなと思っております。

いずれにしましても、この行政体制と組織、機構の取り扱いという項目につきましては、現段階では何もまだ議論がされておられません。そういうことで、鹿島市だけの考えで、そうしますということは、なかなかこの場で答えることはできないと思っております。

また、中心街に公民館を設置したらどうかという質問も、合併という観点から答えるとしたら、先ほど申し上げた行財政のスリム化という基本理念を踏まえて考えていかなければならないことだろうと思っております。

最後に、地区公民館の業務としての調整の役割についてでございますが、これは合併するしないにかかわらず、社会教育の推進のほかに地区の振興とか、あるいは融和を図ることからしても、可能な限り中に立って調整機能を果たすということは必要ではないかなと思っております。

それから、大きな2点目の長崎本線の存続について、お答えいたしたいと思えます。

利用状況についてでございますが、過去10年前との比較ということでございますので、例えば、鹿島駅の利用状況をまずお話ししたいと思います。鹿島駅につきましては、平成5年の乗車人員で言いますと、47万 1,100人、降車人員で言いますと47万 9,300人となっております。それが平成14年度で見ますと、乗車人員が42万 5,590人ですね、それから降車人員が42万 8,875人ということで、それぞれ減少した形となっておりますのでございます。

それから、2点目の長崎本線の利用運動についてでございますけれども、これまでの取り組みにつきましては、長崎本線存続期成会、あるいは佐賀県鉄道建設整備促進期成会、そしてまた全国、九州、佐賀県市長会の構成自治体として、さらには沿線自治体の一員として、JR、あるいは国、県に長崎本線の複線化、線型改良、駅舎の整備、特急の増設や鹿島駅発

の特急列車の増設など、陳情活動を主体に行ってきたところでございます。

これらはいずれも、達成されれば利用増強につながるものでございまして、実際にこれまで白いかもめの導入による時間の短縮ですね、それから特急の増設、鹿島駅発特急の増設などが行われたところでございます。ほかにも市や地域としては、啓発活動や看板の設置、あるいは利用促進に向けてのイベントの開催なども行ってきたところでございます。今後もJRさんにしかできないこと、あるいは市としてできることなど、その役割と範囲があると思いますので、その中で利用促進に向けた活動を行っていきたいと思っております。

それから、その利用活動の一環として、職員についても出張等に関しては、できるだけJRを利用するように、さらに呼びかけていきたいと思っております。ただ、近隣の出張につきましては、やはり時間とか経費とか効率の面の関係から、なかなか難しい点もあると思いますけれども、福岡以上あたりの出張については、ぜひJRをどんどん利用していくように、今後も呼びかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

合併に関しての1番目の質問の中で、消防団のことが御質問ありましたので、その分を私の方で答弁させていただきたいと思っております。

合併で消防団員を減らさないようにというふうなことだと思います。今、消防団のあり方につきましては、いわゆる組織の問題、それから人員をどうするか、それから報酬、それから大きな防災体制をどうするか、そういったことにつきまして、太良町と現在調整中というふうなところでございます。我々は分科会があって、専門部会があって、幹事会と、そこまで検討を重ねて、そして合併協議会に提案と、そういった流れになります。おっしゃるとおり、まだ協議会ではこのことは議論されておられません。

消防団のあり方につきましては、合併後の防災体制の考え方を基本にして、いかに迅速な対応で臨むかというのが一番重要になってきます。そのために現在の団員数でいいのか、それからまた、組織のあり方がどういう形がいいのかと、そういったことが当然に今後重要な課題となって出てくると思います。したがって、現時点で団員の数をどうするかということについては、明確なお答えができないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、私の方からは、3番議員のし尿処理場についての御質問で3点ございましたけ

れども、これについてお答えしたいと思います。

まず、お答えする前に、現在のし尿処理施設の処理水の流れと伺いますか、それを簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、処理施設の大きな項目といたしましては四つございまして、最初が受け入れ貯留設備ということになります。2番目が、主処理設備、3番目が高度処理設備、それから4番目に消毒設備ということで、消毒して放流するようになるわけでございます。まず、受け入れ貯留設備につきましては、前処理と申しまして、搬入されたし尿、それから浄化槽汚泥等は、まず沈砂槽で砂とか、石、小石を除去されます。その次にドラムスクリーンでビニールとか布、それからゴム等の雑物を除去しまして、スクリュープレスで脱水をいたします。さらに、繊維除去装置で、これは遠心分離機でございしますが、これにかけまして細かい砂、それから繊維等を除去しまして、前処理水として貯留槽に入るといようなこととなります。なお、除去された雑物等は焼却炉で処分をされるということになります。その前処理されました水は、主処理設備の中の第1反応槽というところに入ります。この槽は曝気槽から返送される循環液と一緒にになりまして、微生物の働きによりまして窒素やBODが除去されるということになります。

この第1反応槽から次に曝気槽に流れていきます。ここでは活性汚泥液のアンモニア性窒素を空気を送りながら、昇華反応によりまして硝酸に変わります。それから、曝気槽から、また第1反応槽へ循環返送、つまりぐるぐる回るといような形になりますが、循環返送しまして、その循環量は反応槽の状況によりましてコントロールされるということでございます。

次に、ここで窒素分が大部分取れますと、第2反応槽に流れてまいります。ここで活性汚泥液中の残留窒素を除去するために、ここでは嫌気状態で仕上げの脱窒素反応を行うようになっております。次にここから生物膜分離ろ過装置というところで、ろ過装置にかけまして、次の高度処理設備の方へ流れるような形になります。

高度処理設備の中では、さらに良質な処理水にするために、凝集沈殿と平膜ろ過装置、それから活性炭吸着等を組み合わせまして、COD、それから磷、それから色度や有機物を除去しまして、無臭無色な処理水として次の処理槽へ送られるようになります。ここで処理された水につきましては、その場内の汚泥の脱水機がございしますが、この脱水機のろ布の洗浄水として一部は再利用をされておるといことでございます。1日の再利用する量といたしましては、70から80立法メートルぐらいだということでございます。

再利用された水は、また雑排槽へ送られまして、先ほど御説明しました、また第1反応槽の方へ戻されて、再処理されるということでございます。一番最後の活性炭処理水槽から出ました水は次亜塩素酸ソーダで消毒いたしまして、河川へ放流と、こういった形になるわけでございます。

御質問のデータの改ざんの実態ということでございますが、衛生施設組合では従来からの慣行といたしまして、報告義務はございませんが、施設の運転月報を保健所の方へ提出していたということでございます。この月報の内容ですが、し尿や浄化槽汚泥の、先ほど説明しました搬入量、それから各処理段階での循環流量、汚泥の量、それから重油の使用料、電力量、それから放流水質等の数値など、実に44項目を記載し、報告していたものでございます。

また、自主検査は毎日職員が、ここの施設運転管理のために処理工程の段階や放流直前の水質チェックを実施しておりますが、この月報の水質欄には、放流直前の全窒素、全リン、それから浮遊物質量の3項目につきまして記載していたものでございます。

ここの処理場に関します水質に関する法律でございますが、これは二つございまして、一つは廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。これによります6項目、pH、それからBOD、COD、浮遊物質、それから大腸菌群数、塩素イオン濃度、この6項目を自主検査し、報告しなければならないという義務がございます。

それから、水質汚濁防止法によります自主検査につきましては、全窒素、全リン、これは報告義務はありませんが、保健所から提示を求められたときには、見せられるような状態で保管をしておかなければならないというものでございます。

それと、先ほど申しました二つの法律に基づきます検査につきましては、別途専門業者に委託いたしまして、毎月1回、8項目の水質検査を実施するとともに、保健所にも報告をいたしておるところでございます。また、保健所による立入検査も年1回程度あっております。

新聞報道にあります改ざんの実態でございますが、本年6月の自主検査の改ざん日数は14日でございます。そのうちに窒素の基準値を超えた日数が2日ありました。これは報道のとおりでございます。6月11日と6月12日、それぞれ全窒素の量が170.2と153.3ミリグラム／リットルでございます。基準値といたしましては120ミリグラム／リットルでございます。それから、浮遊物質量の改ざんは、いずれも基準値内、70ミリグラム／リットルでございますが、これ以内でございます。この改ざんの時期でございますけれども、今の施設の操業後、平成11年6月から今日まで約5カ年間に5回、9日でございますが、窒素量の基準値120ミリグラムを超えたときがございます。いずれも滞留時間の調整とか、薬品投入等の処置によりまして、翌日には基準値以内に回復いたしております。そのほか法定基準値以内でありながら、処理場独自の管理指標を上回ったときが報道どおりあっております。

改ざんの理由ですが、ここの施設の運転管理指標として、法定基準以上に高い組合独自の別途水質管理指標を定めておりまして、技術者のプライドとしてこれにとらわれ過ぎ、オーバー数値を報告したくないという担当者の判断があったようでございます。

施設の運転管理につきましては、日常放流水について組合独自の、先ほども申しました

管理指標を掲げながら、それをクリアするため毎日水質チェックをしておりますが、時期的に、また投入物の内容によっては、瞬間的といえども放流水について基準値をオーバーすることもあるようでございます。しかし、においや濁りはございません。また、処理水については、先ほど申しました汚泥脱水機の洗浄水として再利用しているということでございます。

ここで、窒素量の 120ミリグラム／リットルでございますが、なかなか単位的にぴんとこないかわかりませんが、1立方メートル当たり直しますと120グラムということになります。仮に100立方メートル当たり直しますと12キロ。ですから、今回オーバーしました170ミリグラムといえますと、100立方メートル当たり17キロになるかと思えます。法律で定められた基準の120ミリグラムでは、化学肥料に直しますと約4.3俵分くらい、170ミリグラムで言いましたら6.1俵分くらいということで、大体この差といたしましては、水田あたりで使用します反当60キロというのが平均と聞いていますが、これに直しますと、約1.5反といえますか、1,500平米ぐらいの水田に使われる肥料ぐらいの量だということでございます。

一時的、瞬間的といえども、基準値を上回る放流水については問題でございまして、関係機関等の指導を仰ぎながら、施設の運転管理等についても今後このようなことがないような形で改善策を検討していきたいと考えております。（発言する者あり）

それから、3番目の、データが上がったときにどのような対応をするかというようなことでもございましたが、先ほど申しましたように、まず第1反応槽で循環量を120立米／時間から徐々に110、100立方メートルと、徐々に減量して、滞留時間を長くするということが一つございます。それから、滞留時間を長くするために、入ってくる投入量を減らすということでもございます。それと、曝気槽におきましては、処方剤を投入いたしまして、これは界面活性剤でございますが、微生物の活性を促すというようなことでもございます。それと、第2反応槽につきましても、薬品、メタノールを投入いたしまして、同じような促進剤の効果があるということでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

2回目の質問をさせていただきます。

合併問題につきまして、行政等の取り扱いをどうするかということは、今、非常に答弁できないというか、しにくいことだと思いますけれども、将来合併する——もう間近に迫っているわけですね。そうなったときに、それからこれを議論をしていって間に合うのかなということがあったものですから、きょう提案したということでございます。ですから、鹿島市民にとってどういう形が一番いいのかということ、今からぜひ検討していただきたいなど

いう意味で提案させていただきました。

それから、もう一つ住居表示につきましてですけれども、住居表示は実は今現在もう既に困っておるといふような状況があるわけでございます。合併した後に、これをそれから考えますと、これも同じように、それから考えたのでは、もうちょっと遅いな、できたら今すぐでも私やってほしいというふうに思っていますけれども、ただ費用の問題もあるし、人手の問題もありますから、合併後にぜひやっていただきたいということで、私は提案させていただいたということでございます。

公民館につきましては、費用の問題もありますでしょうけれども、もう一つ、先ほど言いました、やはり商店街の活性化という意味におきましても、やはり松尾議員は高津原区につくってほしいと、先ほどおっしゃいましたけれども、そうじゃなくって、私は商店街の中にぜひつくっていただきたい。できることならということで、これももう1回質問させていただきます。

それから、消防団の問題につきましては、もうそのとおりで、ぜひやっていただきたい。

それから、長崎本線の存続ということでお答えがございましたけれども、平成5年と平成14年を見ましても実際に減少なさっている。乗降客が減っているわけで、これは多分鹿島駅だけのことだと思いますけれども、ほかの浜、七浦、飯田、鹿島市内にあと三つ駅がございますけれども、その乗降客につきましても、多分同じような状況じゃないかなと私は思っております。

というのは、一つが原因といたしましては人口が減っているという大きな原因があるんだと思いますけれども、やはり先ほど申しましたように、これは乗る方が少なくなるということは、もう非常に長崎本線の次のステップへ進むとき、非常にマイナス要因になってくると思いますので、先ほど申し上げました市の職員の方、ここにいらっしゃる議員の方、それから存続を今まで運動なさっている方、それからできたら多くの市民の方に1度でもいいから、このJRを利用していただきたいという運動を実は進めてほしいんですよ。進めるときに、やはり我々民間、今は民間か知りませんが、民間でも当然やりますけれども、行政でも取り組んでいただきたい。できることなら、これはちょっと無理な要望か、要請かもしれませんが、市長が県庁に出張されるときに電車で行かれて、佐賀駅から県庁まで歩いていただく、これをやったら大変なパフォーマンスになるんじゃないかなと思いますので、それぐらいの取り組みをぜひやっていただきたいなと思っております。

次に、し尿処理場につきましては、大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。私にはほとんどわかりませんでしたけれども、わからないなりに、かなり努力なさったということだけは理解できました。（発言する者あり）答弁はですよ。

ただ、地域住民といたしましては、やはりこういうデータが変えられたと、改ざんされたということはもう二度とやってほしくありませんし、それから、どうしても以前の記憶がよ

みがあってまいりますので、こういうことがあったとき、すぐさまやはりお知らせをしていただいて、大丈夫なら大丈夫と、やはりにおいがしたら、においがしたということをはっきり近隣の住民、また漁協も含めてですけれども、ぜひ知らせていただきたいということで、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

3番議員の住居表示変更についての御質問にお答えをいたしたいと思えます。

住居表示制度につきましては、住居表示に関する法律の施行に基づきまして、市街地等の一定区域を、従来からございます町名や親しみのある地名を選んで名称を決め、部落、字等の境界、あるいは道路、川、溝、鉄道などの恒久的な施設を目安といたしまして境界を決め、その区域を1単位といたしまして、建物に番号をつけまして、わかりやすい住居表示の方法をとるといってございます。住居表示の方法といたしましては、街区方式と道路方式の二つがございます。

住居表示の考えられる効果といたしましては、先ほど議員が申されるように、初めて家を訪れる場合とか、探したい家があるというときには早く見つけることができるというようなこともございますし、また、緊急を要する場合にパトカー、それに救急車、それから消防自動車現場にスムーズに急行できるということがございます。それから、また、郵便物、小荷物等が早く正確に配達をされるということも考えられます。しかしながら、反面、鹿島市のような複雑に込み入った道路事情、あるいは区画形状の中では、先ほど申し上げましたような効果が期待できるものなのか疑問だというふうに思えます。

それから、これらの取り組みにつきましては、住民とのコンセンサスがかなり重要になってまいります。それから、かなりの人数と、予算と期間が必要になってまいります。

それから、手続の問題点といたしましては、住民基本台帳とか課税台帳とか、それから選挙人名簿、それから児童・生徒の学齢簿等などの住民に対する情報というものを、すべて書きかえるというような必要性も出てまいりますので、単に担当課だけでできるというような業務でもございませぬし、全町的な対応が必要ということになります。

また、先例地のお話を聞いてみますと、住民にとりましては長年親しんできた地名とか、地番を変更するということの煩雑さというのに比べまして、メリットがちょっと少ないのではないかというような先例地の意見もございます。

いずれにいたしましても、現段階での状況等を勘案いたしますと、すぐに実施ということにつきましては、困難が伴うのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

速やかな情報公開をということで、先ほどお答えしておりませんでした。申しわけありません。

今回のことにつきましては、市長、助役、手分けいたしまして、地元の西牟田区、それから中村区、組方区につきましては、助役の方から経過説明とおわびを申し上げております。市民の皆さんへのお知らせといたしましては、今月16日の発刊予定であります鹿島市報において、経過説明とおわびを掲載の予定でございます。

なお、今後もうこういった、もしあつてはならないようなことがございましたら、速やかに情報公開はしてまいりたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、公民館を商店街活性化ということで、商店街の方に移すことも含めてつくってほしいという点ですけれども、地区公民館の移設を含めた設置というのは、今のところ考えておりません。例えば情報センターとかコミュニティセンターのような、そういったものを地域や商店街の人々が運営するなど、方法はいろいろあると思っているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに答弁ございますか。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

福井議員の2回目の御質問にお答えいたします。

この合併問題を協議する中で、やはり大きな基準の一つが、非常に市民の皆さんにとって一番よいものは何かということは当然頭の中に入れながら議論しなくちゃいけません。そういうことで、先ほど申されましたように、商店街の活性化とか、あるいは住居表示につきましても、合併後に検討を進めていくのか、あるいは今後の新しい市の組織体制ですね、そういった中で活性化策を探っていくのか、そこらあたりが今後の課題かなと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず大きな第1点目の、市町村合併による活性化の方策を探るということで、行政区の取り扱いについて、これは先ほど担当の方からお答えしたとおりであります。

ただ行政区についても、合併前に自主的にいずれかの区から、我々はどこじゃいともう

一緒にしてよかばいと、そういう話がもしあれば、それは取り上げてやぶさかではないだろうというふうに思っております。

それから、消防団の団員数とか、あるいは機能、これは低下しはしないかということですが、これは合併をしても、できるだけ現有勢力を維持して、機能的にも低下しないように最大限の努力をしていきたいと思っております。

それから、この長崎本線の存続の問題であります。政府が前回、平成8年ごろ、この問題は佳境に入っておりましたが、前のラウンドの締めくくりとしては、東北ルート並びに鹿児島ルート of 現着工区間が完成した後で、この部分に対する予算を、次にどこに配分するかということについて検討すると、文章的には違いますけれども、意味合的にはそういうことでありました。来年の3月には、鹿児島ルート of 八代ー西鹿児島間が開通する、完成するということですので、じゃ、次にどこを取りかかるかと、こういう時期に来ているということでもあります。

この長崎本線は、私たちの先人たちが昭和の初期に苦勞してつくっていただいた鉄道であります。それから、私たちこの沿線住民にとっても不可欠のものでありまして、いわば生命線であります。このことを今後も守っていくというのは、もうこれは当然のことだと。平成の初期に、我々この責任世代として、今ここで生活をしている者にとって、当然これは守っていくべきと思っております。

太良町との合併協議でも、この長崎本線の存続というのは一致しておりますし、非常に運動展開としてはスムーズにいくのではなからうか。ただし、新幹線を促進をしていくという考えの方も余計おられますので、我々の存続運動というものもますます腹を固めてやっていかなければいけないと思っております。

それから、藤津し尿処理場のことでありますが、まずこれは組合長としても、鹿島市長としても、住民の皆さんにはおわびを申し上げたいというふうに思います。本当に皆様方に、行政の信用を失墜するような行為でありまして、大変申しわけなく思っております。

この中身はデータを改ざんしたということと、基準値をオーバーしたという二つの事実があるわけですね。データを改ざんしたことにつきましては、当然もうそういうことが今後決してないように体質改善をしなければいけません。このことについては、その他内部のいろいろな問題のことにつきましては、し尿処理組合の議会でいろいろまた議論をしながらやっていきたいと思っておりますが、ここには鹿島市長として立っておりますので、鹿島市長としては、とにかく今回の基準値オーバーが与える影響についてどうなのか。御指摘のように、このことについて流域の住民がかなり心配されていると思うんですね。このことに対してのちゃんとした説明をしとかにやいかんだろうということで、先ほど来、あるいは全員協議会のときも私はここに力点を置いて説明をしたつもりであります。

法律的な基準値でありますので、120ミリグラム／リットル、これを170オーバーして

いたことが、大体回数でいいますと1年に1回、1日ないし2日、こういう回数であります。したがって、先ほど数字を上げて、窒素量のことを説明いたしましたが、基本的には窒素というのは栄養分としても使えますので、これがそのまま有毒であるということではございません。これが余りにも多く流れ過ぎますと、有明海等で赤潮の発生の原因になる富栄養化ということになりますので、栄養に富み過ぎるということでもあります。ただ、今回のように1年に1回、1日ないし2日という量、しかも120を170ぐらいのオーバーということになりますと、大きな意味で、影響はほとんどなかろうというふうには判断をしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は、あす11日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。また傍聴の皆さん、最後までおつき合い本当にありがとうございました。

午後8時4分 散会